

11
21
126

龜井茲矩傳

第十六卷



始



龜井茲矩傳 卷十六卷

龜井伯壽寄曾本

茲矩高船を慶長十五年庚戌八月二十二日茲矩更小遣羅渡
道下書を大泥國王子致
海の朱印状を賜ひ又高船を遣り書を大泥國王

小致

外國渡航朱印状附料



日本到暹羅國舟也

龜井武州拜領御朱印
本上州状下り善
後息之七月廿八日書



右

慶長十五年庚戌八月二十二日

徳川實記に曰く慶長十五年八月廿二日龜井
武藏守茲矩小遣羅渡海の御朱印を下り白

帳印

日本國源家康小臣龜井武藏守奉書

大泥國大

王足下先年到

貴國日本賊徒或不儀因是

貴國與此國為不通暹羅國王

貴邦與日本商船通達事申分其趣之由在於互

盡之間今通商船者也以來惡事無之予能因令

下知畢

萬嘉統暹羅國可有修禱也

慶長十五年戌年八月二十二日

印

龜井武藏守

茲矩 花押

○是より先き我商人暴掠の故を以て大泥
國との通商中絶せ暹羅國王為り小之を調
停せ是れ於て茲矩商船を遣り書々國王に
通せりあり大日本史料

参考大日本史料編其十四二慶長十一年八月十五

日

日本國源家康復章

大泥國王國下奉職職入手細覽董讀特得花後之

芳信不堪怡悅如東意二國往道近年頻繁也本

邦商船到貴國作暴掠擾害者其罪尤重本到比

世よりいれたる前後七載兵を擧し力を疲し我
の領城恢廣を加へて、若夫徳川家康より考
るの遺圖を継むる百載の餘りと雖、集將猛士
國內の充滿を瓜哇と定き海南諸國未だ盡く
西人の擧らざる所、東塞如等東北未だ全く西
人の領らざる所、茲程の如き我領域以外、土
地を領せむと望むものを一々自由放任貿易
の通航を征伐の終懐に並び行ハハ、如らむ
所の遺圖ハ以て五州を安撫し退くハ以て五
州の藝伏を去る、小鯨りあり家康英敵深く、智慮
決き、一己の霸業の成功を旨とし、勉め、
外國と争端を啓くを避け、我の國の如く永遠

の謀策を講せざりしハ千載の恨事なり、終り
不臨み一言を方今、宇内の國情を視る、小、於菟
の咆哮を、如きもの狡猾の奮迅を、如
きもの卧龍の山澤を、眠る、如きもの長鯨の
洋波を、蹴る、如きもの巨鼈の海上を、浮ぶ、
如きものあり、勤力を、これハ猛獯邪惡を、逞うし、
貪婪嗜慾を、恣に、強ハ弱を、割じ、大ハ小を、侮
り、人道の何物たるを、辨せざるあり、獨り我
の細部千足の國ハ、建國より仁義を、重じ、道徳
を、尊び、苟し王愾國雖ハ、これを、誅罰せざる、お
く、或先驕暴ハ、これを、征討せざる、お、豈その
強弱大小を、辨ぶに、暇ある、む、是を、以て、他邦人

の我を畏敬すること神靈も愛するを若夫人
道に背成る禽獸魚鼈均一に國あるむ可
邦人の遊又一期吉然獨然これ料理するを
憚らば既の馬牛羊鶏犬豚は言まざるもよく諸
肉を味ひ今また鷲肉を試みたり樽俎の上の
横にれる犀肉豹肉猓肉象肉鯨肉鼈肉等山海
の奇羞異饌に烹煮燂炙敢て嘔吐を辞せざる
あり邦人の無事ありて須らく共同利合國
家の為め殖産興業を盛むるし有事あり
るに宜く正義公道國家の為め殖産興業を
盛むるし有事ありて宜く彈丸白刃を冒
して開國の精神の膽略と機智とを最大に

要と成願ふに茲にの武に高く高く武
ありしに實に後世軍人の龜鑑あり古語に虎
豹死して皮を留め偉人死して名を遺せし
それ茲にのいひ歟

内裏造營の
工役を課せら
る

慶長十六年辛亥三月茲に列侯と同しく内裏造
營の工役を課せらる

徳川實記に曰く慶長十六年三月京に大
御所(徳川家康)内裏造營の御沙汰ありて諸大
名封地の高下應に其の功を命賦し命せら
るいはゆる尾張宰相義直御遠江宰相頼宣御
越後少将忠輝朝臣越前少将忠直朝臣加賀中
納言利長其子松平筑前守利常池田少将輝政

元の子松平武藏守利隆三子宮内少輔忠雄福
島左衛門大夫正則細川越中守忠興京極若狭
守忠高京極丹波守高知森美作守忠政松平長
門守秀就如藤肥後守清正決野記伊守幸長黑
田筑前守長政堀尾山城守忠晴田中筑後守忠
政鍋島信濃守勝茂如藤左馬助嘉胡蜂須賀阿
波守至鎮松平土佐守忠義有馬玄蕃頭豐氏生
駒左近時監正俊富田信濃守知勝藤堂和泉守
高虎本多美濃守忠政井伊兵部少輔直勝上杉
中級言景勝松平陸奥守政宗松平飛騨守秀行
松平操津守忠政佐竹右京大夫義宣南部信濃
守利直最上去羽守義光松平隱岐守定勝稻葉

考大典通寺澤志摩守廣高島津右馬允忠興木
下右衛門火火延俊竹中伊豆守重利毛利伊勢
守高改小出右京大夫吉莫山崎右馬允家盛元
留島右衛門長親松平下総守忠明一柳監物直
盛古田大膳火火重治稻葉大膳某稻葉右近大
夫方通元鬼長門守守隆菅沼左近定若土方左
助雄高織田民部大輔信重山岡主計頭景次本
多若狭守某德永左馬助昌重遠藤但馬守隆隆
西尾豐後守光教津田河内守某竹中丹後守重
門守城丹波守豊盛日根野左京亮高継大野壺
政宗氏池村瀬左馬助重治石川主殿頭忠總折
本信濃守元綱元の子兵部少輔宣綱三浦監物

義勝戶田左門氏鍊福島掃部頭高晴福島刑部
少輔正之桑山伊質守元晴桑山左近大夫貞晴
叔倉豐後守重改平野遠江守長泰伊藤掃部助
治明赤井豐後守忠泰佐之間伊豫守實勝森左
兵衛佐可澄三好備中守長直三好越後守可正
高山主水正盛徳右田織部正重就谷出羽守衛
友藤勘美作守永勝川勝信濃守廣綱別所豐後
守吉珍松平周防守康重周部以勝正長盛佐々
信濃守長成桑山左衛門佐一直水野日向守勝
成本多伊勢守康紀本多德殿助康俊松平民部
大輔忠清仁田土佐守尊次松平主殿頭忠利松
平河出守定行酒井出羽守基杉原伯耆守長房

小出播磨守吉政小出大陽守三平淡野但馬守
長最長谷川式部少輔守知池田備後守恒元能
勢伊勢守賴次森對馬守可政三好周備守一任
三好丹後守房一猪子以匠頭一時蒔田左衛門
權佐廣定戶川肥後守遠安花房志摩守正成小
堀遠江守政一小堀越前守集服坂中務少輔安
治竹中末女正重義池田備中守長吉龜井武藏
守松龜加藤左近大夫貞泰園長門守一政一橋
下條守長政高橋右近大夫元種中川修理大夫
松慶大村丹後守善前相良左兵衛佐長每五島
淡路守玄雅松浦式部卿法印鎮信金森出雲守
可重有馬修理大夫晴信仙石越前守秀久石川

玄蕃頭康長津輕越中守信收里見安房守忠義
佐野修理大夫信吉秋田東太郎實季日根野筑
後守吉時吉時慶長七年より御勅氣蒙り且祿
額より二千石あり織部正吉明このより一萬九
百石領し後二萬石小あり然るに筑後守二萬
八千石とありこれハ吉明の事あるべし吉時の誤
カ駿府在勤の輩中ハ本多上野介正純安藤帶
刀直次減徴隼人正正成松平豊前守勝政松平
淡路守重長松平右衛門佐正綱松平伊豫守康
安松平筑後守信直松平和泉守家兼西尾丹後
守忠永永井右近大夫直勝城和泉守昌茂和藤
紀伊守信正高田河内守長次三井右衛門佐吉

正遠山民部少輔利景榊原伊豆守某水野備後
守元綱由良出羽守眞繁堀丹後直寄三洲伯耆
守先行秋元但馬守嘉朝近藤信濃守政成河奈
筑後守忠政田上左京進隸江府の在勤の輩ハ
本多依渡守正信火久保相模守忠隣三子右京
亮教隆四子主膳正幸信本多出雲守忠朝榊原
遠江守康勝松平丹後守重忠酒井雅樂頭忠世
内藤左馬助政長高力左近大夫出房脇坂主水
正安信新庄宮内法印直頼其子越前守直定井
伊掃部頭直孝水野隼人正忠清青山播磨守忠
成其子伯耆守忠俊内藤若狭守清次河部備中
守正次山口但馬守重政渡邊山城守茂高木主

水正正次水野監物忠元森川内膳正重俊板倉
周防守重宗日下部河内守正冬津田丹後守某
古田光近某西尾因幡守吉定山口伊豆守重信
永井信濃守尚政管沼主殿頭定官鳥居權收守
忠賴堀伊賀守利重堀河守直重土井大炊頭
利勝牧野豐前守信成安藤對馬守重信柴田筑
後守康長山以駿河守直長大坂小丁加力石守
羽柴河内守秀教織田民部少輔信重片桐市
正且元片桐主膳正貞隆大野修理亮治長伊藤
丹後守長實達見甲斐守守之普水民部少輔一
重野々村伊豫守雅春中島式部少輔氏種津川
左近將監親行生駒守守之少輔正純堀田書書助

勝嘉木村長門守重成村井右近大夫某杉原掃
部助某佐々以記某吉田玄蕃頭某南條中務少
輔忠成饗庭備後守某山中主水正某神保右羽
守某河式部少輔某石川肥後守康勝丹羽備
中守長正赤座内膳正永成別所藏人信範湯次
右近大夫某大岡雅樂助某津田監物某丹羽勘
解由某山口左馬助某薄田隼人佐某相大野主
馬治房土橋右近將監某太田和泉守某石河伊
豆守貞政細川權收守隆之郡主馬良和稅丹波
守某安威攝津某伏屋飛彈守某渡邊筑後守勝
永石石見守某守寬永系苗御年譜

茲征家康
九月二十九日茲征駿府不抵り家康不謁之銀千

駿府の謁し
銀及鉄砲を
献せ

兩鉄砲一挺を献せ

大日本史料の曰く慶長十六年九月二十九日
乙丑毛利輝元の子就隆及以庵并茲矩駿
府に謁り家康に謁す

駿府記九月廿九日庵并武藏守野城備前出御前
献銀千兩鉄砲一挺本多上野介或瀨隼人正傳
之

徳川實記の曰く慶長十六年九月廿九日松平
陸奥守政宗の鮭毛利董門輝元入道宗瑞三男
三次就隆銀百枚福原安藝守資保鯉尾并武藏
守茲矩銀百枚鉄砲一挺を駿城に献せ三次郎
就隆直江に赴く福原甚助某介添けり

政事録

伏見の御延焼

十一月十七日伏見火あり茲矩邸延焼す

義演准后日記の曰く十一月十七日伏見町
屋焼失五六所

當代記六の曰く十一月十七日未刻伏見新町
より火出兩督所焼其れより大倉衆屋敷敷二
十許及類焼但し去裏より出ほし残すの家は
少あり

駿府記曰く十一月二十二日自伏見飛脚到来
申云去十七日未刻伏見町中焼亡家十餘家焼
失餘燄之所移庵并武藏守兼吉田大膳大夫
島津右馬頭鯉尾指葉右近大夫新田中筑後守政忠

池田備中守長石川長門守森垣近越毛村伊勢
守改高加藤左衛門佐類日根野左京亮德橋久太
郎清筒井伊賀守煥松平大陽守輝松平土佐守
義松平陸奥守敏松平伊豫守忠永中右近大夫
直等宅焼亡云々

高山小次郎氏所藏文書ハ伏見邸の事
ハ係るを以て此ハ收載也

茲に録録高山左衛門小次郎の書翰

覺

猶々彌左衛門手前へ銀子定而算用物可
小立可申候間其間女子小々番を堅付候
被請取候彌左衛門八左衛門比高山三人番

衆小々ぬけ不申候やう小可被申付候此方
へ先其方も不下候之京のかい物の間小急
度左右を可被申下候自是々又々可申上候
其他不可有由断源藏小口上小申聞候〇〇
新助へ申候以上

伏見申かあひの算用事近年無沙汰小云々松
の多のをし申候彌左衛門手前えさ人用出来
ごまときりめ可被申候彌左衛門八左衛門上
也候之可被申付候事

一大津あらや借銀之儀又喜左衛門手前か
と彌左衛門とひとつ小成申之相聞申候事
一茶の湯とく町をよび我等座敷を云きり申

候事

金屏風を町人ふかし候之やぶれ申の上し
はりせやふつくろひ申のべく候

一藏之物何れ小姓ふかけ申之私彌左衛門仕
候事

一うり物かひ物さうばおへ申候事

一おとりをやく入申候事

万々曲事多候間さ人用工夫々々仕か、りの
銀子少しく仕可被請取候事

戊辰慶長十三年十月四日

茲 矩 判

高山寺石衛門殿

茲 矩 神 併 々
尊 崇 々

茲 矩 厚 く 神 併 々 尊 崇 し 創 立 及 び 再 建 復 舊 を 為
し 社 寺 領 を 寄 附 と る 事 の 多 し

因 備 志 云 曰 く 氣 多 郡 勝 宿 上 の 郷 寺 内 村

氏 神 勝 宿 大 明 神 祭 日 九 月 二 十 一 日

社 領 三 十 九 石 六 斗 九 升 三 合

神 主 飯 田 氏

禰 宜 戸 枝 氏

加 知 禰 神 社

勝 宿 大 明 神 村 前 竹 林 の 中 の 鎮 座 所 へ 延 喜

式 神 名 帳 載 之 加 知 禰 神 社 是 也 祭 神 中 殿 へ 考

火 々 出 見 尊 左 へ 鶴 鶴 草 葺 不 合 尊 右 へ 玉 依 姬

以 三 座 有 本 社 三 方 神 樂 所 横 堅 四 間 半 鐘 樓 七 方

尺 隨 身 門 左 堅 右 三 間 横 督 長 葺 表 東 向 五 石 柱 高 一 丈

隨身門より華表を距る一町中左右松原あり
 其の間に川二派横流を許有石橋末社十一神
 女六社在境社地廣き東西二百間南北百間郡中
 の長社あり古來此の地を飯田森と號を林木
 生い茂り木立子のみり殊勝ある景致と謂つ
 べし今の社の寛文十三年の再興あり陣の
 跡ハ永祿八年武田高信矢田幸佐田公高瑞寺
 が建立のときの跡あり其の後兵火罹り表
 の一面は焦爛し或ハ矢の穴太刀の創數多何
 り裡のハ亀井武藏守殿樂書ふと殊勝あり
 ありたり、

麻裡の森
 の筆跡

麻里向

秋風に
 雲霞を
 出しあう身あり
 鹿野の山乃
 月をこぞみれ

左

祈神先達照
福徳無邊

い十琉球守近早

湯代津
高代津
高代津
高代津
徳無邊
平太
平太
平太

竹山少太
池田平八
余波權以
井坂千藏
子則師文

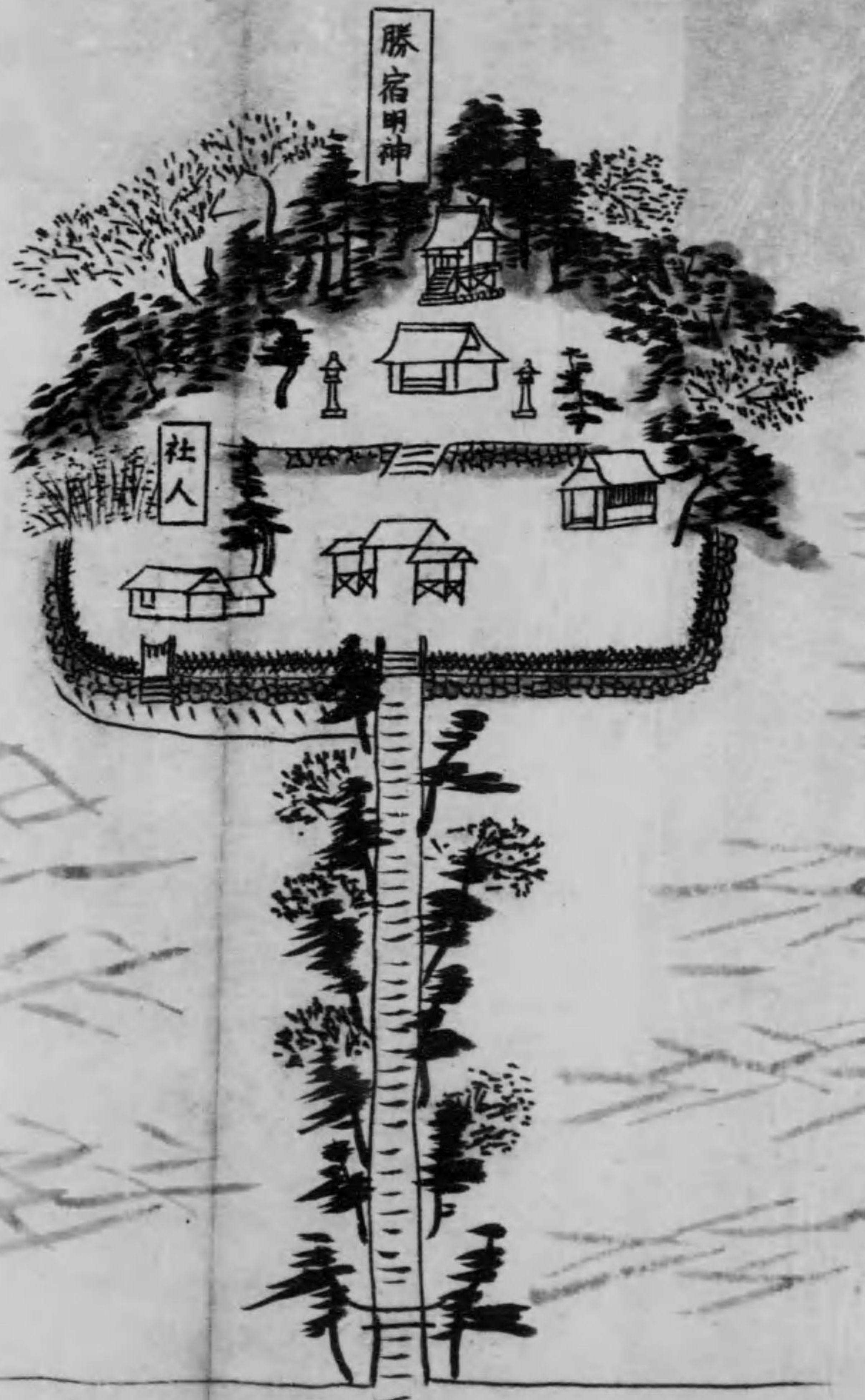
右

たもきや
すくれし宿り神かき
かゝる身やとくおき長也人とは

右二枚ハ勝宿大明神内陣左右の扉の裡に書
せり亀井武藏守殿筆跡といひ傳へたり右の
歌中五文字腰の手紙於葉初めにおおと流定
去たるをよくと書き直したるものあり次の
一枚ハ十琉球守ハ圍えられたるに近早ハ二字
讀みねし左右の連名ハ家人の名と云へり左
四人各名の下ハ子文子師子則子國何たる意
趣とも考へがたし○按むるハ孫ハ茲經の講
子の片講ハ家臣ハ賜りたる名あらん社人
の説ハ武州家人ハ云々曰く我ハ琉球の王に
らんことを思ふ本意ハ如くあらんハ汝等
異名を呼んといひて戲言せられたといへり



雍州府志卷十下曰く前鬼井武藏守茲矩始鎮
 出雲國豊臣秀吉公欲加賜因情中國茲矩傳曰
 基於日半無所望願賜琉球國須征伐而取之秀
 吉公感其志之火則秀吉公所持之團扇面自書
 鬼井琉球命而賜之既獲出海上逢逆風而歸情
 哉是を以て考ふるに社家傳説全く左もある
 べし今の社の寛文十三年の再興あり辭り永
 祿八年の造りたる古廂あれども通故人の筆
 あれハ廂のみ古きをもうといへり
 社司曰碑に其の頃の兵亂に彼の廂を引いづ
 一と楯とあしける故是のみ残りて其の餘の
 實物傳來の社記等宮社ととも不備成と云ふ



昔公懲其志之火則秀吉公所持之團扇面自書
 龜井琉球令而賜之既獲出海上海逆風而歸惜
 哉是を以て考ふるに社家傳説全く左もある
 べし今の社の寛文十三年の再興あり辭り永
 祿八年の造りたる古扉あれども通故人の筆
 あれハ扉のみ古きを用うといへり
 社司曰碑も其の頃の兵亂に彼の扉を引いた
 しく楯とあしける故是のみ残りて其の餘の
 實物傳來の社記等會社ととも不備成り

新宮町



何る所の産織の尺帳双節の竹、玉石寺又社地
小沢模木何り廻籠是寺ハ皆亀井殿朝鮮歸陣
の時の土産ありと云へり、

○按在石小今ハ加知彌神社といハ氣多郡勝
谷村大字寺内村字大立ハ鎮座在る所の縣社
あり、本如茲延寄進在る神田の文書何り左ハ
如し、

勝嶺神田我分郷之儀如前々ハ茂不可有相
違候恐々謹言

九月十六日

亀井新十郎

神主七郎殿

又茲延神職ハ示諭せられたる文ありと云社

八幡宮

人飯田氏小傳ふる所の自筆の文書あり
學則系要なる此の字解ふかじ或ハ氏
子の二字ハハ阿ハカる可_レ在_レ其中ハ_レ候此
郡の重寶ハ末代也亭主の合別入_レもの也
氣多郡八幡郷八幡村

氏神 八幡宮 祭日八月十五日

社領四石一斗二升

八幡宮 村より一町許北の廣地ハ阿_レ土人
濱の八幡と稱_ス本社_ハ方_ニ七隨身門_長三_間横_長二
所_ハ神樂_奉表_高石_柱東_向境_ハ平地_長五_{十八}間
横_{三十九}間但_シ此_ハ間_數ハ享_保六年_ハ改_書
不_レみえ_ル也_ハ當_レ社_北の方_ハ沙_山あり年々崩_レれ

神崎神社

落_レけ_レける故_ニ次_ニ茅_ノ社_地せ_まく_{あり}今_ハ方_ニ
十_間外_{あり}る_べし_略中_天正_年中_藝州_の毛_利家
より_宮殿_を再_興し_社領_五十_石寄_進せ_らる_然
る_を龜_井武_藏守_殿當_郡主_{たり}し_時度々_新田
を_開地_せら_れけ_レる_其の時_又社_領没_收し_割ハ
古_來相_傳の_境ハ_二百_餘間_を新_田目_論あり_之
宮_社を_下原_村南_の山_上ハ_うつ_され_{たり}其_の
後_龜井_殿何_ハ心_掛りの_事ハ_阿り_{けん}社_地新
田_の沙_汰も_止み_る又_本との_所ハ_宮社_を造_り
社_領九_石餘_寄進_せら_れたり_と略_下
氣_多郡_勝部_奥の_郷鳴_瀧村

氏神 神前大明神 祭日九月十九日

神主 宇多川氏

社領五石二斗三升

神崎大明神 神崎村より少し離れり下手
有り社地山下の平地より本社二面隨身門五
二面行 華表の神崎大明神と書り華表の左
右の老樹の並木向東に有り森々とのふ
りたる境内尋常の設けの何れに神階の事三
代實録曰貞觀十七年三月二十九日因幡國從
五位下正六位上神前神授と見ゆ上右の名神
あり社傳の曰く神猿因考命あり此の命道祖
の神あるを以て諸神の先と立多まふ故神先
神と稱す或は神前と書くも同意ありと按

るの三代實録の神前神と見えたり然れば今
神崎と書くに誤あらん里をカムサキと名付
くるも神獅を呼ぶるをれば是も神前村と書
くべきあらん歟此の社の茲に寄進状あり
奉寄進因州氣多郡勝部御神崎大明神御神
田之事

合壹町九段

右意趣者武運長久、如意安全、子孫繁榮、奉祈
加護者也、仍寄進状如神

于時慶長三年戊戌歲

尾井武藏奉行

湯 太兵衛 九拜

惠比須島
辨天島

母木保酒ノ津村

島山之名 夷島有蛙子之社

辨天島有辨天社

高島有春日社

松上神社

惠比須島辨天島各祭神有之各とて春日を祀
るを高島といふ、尾井氏の勤請と聞えたり、
高草郡松上西郷松上村

氏神 松上大明神 祭礼四月朔日

社領二十八石五斗

祭日神供四斗八升八匁

神馬大豆一斗二升

松上神社ハ因幡國高草郡明治村大字松上村

字宮ノ谷山鎮座在る御社あり、祭神國常立尊
山ノ大山祇命を配祀を創立由緒詳ならず
といふ、慶長年中茲社の崇敬せし神社あり、茲社
其の神職不明なる書翰左の如し
東月朔日真宮之祭禮御座候條今年之儀者改
而能様小可申付候間宮内掃除以下今日より
も可被申付候又祭之儀可相談合候條明日早
々此方へ可申越候如々謹言
三月二十六日

尾武藏

茲社

小島平左衛門殿

此の一通ハ高草郡松上の神職大島出雲と
云ふ者所持ありと因幡誌不出づ

賀露神社

賀露神社ハ高草郡賀露村字港之臺ニ鎮祭セ
ル縣社あり祭ル所元加露大明神と稱ス火山
祇神猿田毘古神木花咲耶姫命吉備大神武甕
槌神あり旧記を按ズルハ賀露村ハ往昔渺茫
たる砂濱ニ一ニ草木生育セサリシニ山林因
畑生育ノ守護神トス火山祇命を伊豆國三島
神社より分靈勸請シ加露秋里會津冷江津南
隈晚稻五ヶ村の總鎮守トモ後ハ猿田考神木
花咲耶姫命等を合祀セリといハ然れども其
の年代を詳ハセズ三代實錄ハ曰ク貞觀三年

十月十六日因幡國正六位上賀露神授從五位
下同十六年五月十六日授因幡國從五位下賀
露神從五位上元慶二年六月二十八日授因幡
國從五位上賀露神正五位下同年十一月十三
日授因幡國正五位下賀露神從四位下同年十
二月十四日授因幡國賀露神從四位上茲詔最
も之を崇敬シ神田五拾石を寄附ス因幡誌ハ
ハ社鎮拾九石七斗二升の寄附ありと云ふ事
札ハ此の後減額セシハ人

日吉神社

日吉神社因幡國高草郡松保村大字布勢村字
宇山の鎮座ハ村社あり祭ル所連須佐之男神
大山咋神猿田考神大穴年邊神少名毘古那神

白兔神社

大山祇神あり傳ふ曰く中古山名氏中國五ヶ
國を領し國中要害風致の勝地を擇んで城を
築く乃ち布勢村天神山を以て之を充つ工事
落成の際に該城守護神と云ふ鎮祭出る所と
云ふ天正八年焼失せしを慶長九年茲姫再建
し神領を寄附せり敬祭奉りすと云ふ
白兔神社は因幡國高草郡末恒村大字内海村
より西へ一町余其れより南の谷隘三四町入
りて松林の中を鎮座し素鬼神を祭る所土人
大鬼大明神或は鬼の宮と稱す社地ハ東西二
町南北一町面積一町九反大畝八歩あり勸請
の年月詳あらむ延喜の時ハ式外なりと雖も

鎮る大社ありしハ中世兵亂に遭ひて廢絶せ
しを慶長中茲姫の子豊前守政姫奇瑞の夢想
を得て之を再興し神領貳拾石或は田地一丁
三反三畝二十歩を寄附せりと
また八上郡土師郷福本村の川の側にも白兔
の宮社あり出の高草郡の内海の白兔の社を
うつし祭ると云ふ古事記旧事記等にも見え
れる楢羽の素鬼を祀る所なり此の白兔大己
貴神の御事を八上姫の告げに結婚と云ふまへ
の故事あり八上郡末田村も八上姫神社あり
ハ其の阿たり白兔社も阿りぬべき筈なり
そされど此の社政姫夢想の感あり再興を

といへども神社の後山を高尾といひ或ハ氣
多の壽、於岐の島等神書に於ける名跡今ハ傳
へず此の村の海邊に於れば其の縁由ありと
いふべし、或ハつれも眞の古跡あらん、今
邊のハ臆測をばらざるあり、
勝見名跡誌に曰く白兔大明神内海村より西
の方一町余も山手小森々と生ひ出たりたる
杉林の中ハ宮社あり濱路より三四町も立寄
らざれば見えぬ境ぬ堅七十間ハ横六十間三
間ハ横二間の神樂所あり當社の古ハ旧事
記古事記共ハ此の宿羽の素鬼首也、於今者謂
鬼神也と給れども亦く正しく其の所を指しと云

るされたり、かほ如正一ハ神跡ハ他國と云も
其の類多く有るまじし神跡あり、かゝる其の
名かくれおき神編おれども中古世の亂世ハ
其の跡形も亦く或り人忘らぬ様ハ退轉し
けるハ當郡前の領主亀井武藏守殿ハ卒去せ
られ子息豊前守政矩殿の時代或夜の夢中ハ
一人の老翁ハ立烏帽子ハ浄衣を着たるハ豊
前殿ハ向い申しけるハ我ハ公の領ぬハ年久
しく古ある白兔といふ神あり昔ハ宮社の地
も阿りけるハ近代其のあと絶え々以來ハ恒
例の祭祀を愛くるとも亦く、急き社頭を興
起し古上古の神跡を断絶せむとあるべし

らむと示現したまへり是も因る氣多高草の
領ぬを捜し求められし絶えく久しくあり
ぬれに宮社の跡は知りたる者ありける
其の中一人の老人あり昔かゝる大社の
ありしといふ咄をば古き人のいひける其れ
ハ云々の所こそ昔の神跡なれと申しければ
やおも此の宮柱を再興たまひ神領二十石
を寄附したまふ今も先規違はぬ世の澆漓の
風ありつり無智無才の者のみおかくた
ふとき名神の國のぬかりともあらぬ
世なるこそ口惜けれ時既ふ末代といへども
亀井の家の靈威世ふ有なれ御神徳あり又

當國八上郡稻本村の田の傍に白兔の宮社
とあり神代此の白兔大己貴神の御事を八
上姫の告ゆら大己貴神と御夫婦おとし奉る
こと舊事記の本文のごとし識ふあやしく小
児の昔なれりを聞く如くあれども神國の不
思議は今も八上郡奥田村の八上姫神社なれ
ば其のなれり白兔社のあるべき筈あるべ
し云々

此の他前にお出せる日光神社の創建大段御靈
社等の事あり、
因幡志の曰く

觀音寺
鹿野 施無畏山觀音寺

紅紺屋町 真言本寺高野山親王院

本尊聖観音

縁起曰寛弘年中殿村の御士
紀氏郷の息女桜姫の作

寺領六石二林四合

佐久良谷観音寺之舊跡西谷の奥にあり其の
地を櫻谷といふ昔の櫻樹数多ありしと寛弘
年中殿村の御士紀ノ氏郷の女櫻姫と云へる
不真相の観世音を拜せん事を誓ひ毎の六時
の礼拜怠ることありしに一と夜禪定の林
の前小光明を見る所や去み其の光を去れ
て行くに此の谷に到りけるに樹下の観音大
士の妙相所かやあり現に給へり佛勅ありし
に是れ是れと云へる也又側ある櫻樹を以て其の拜

する所の尊容を自ら彫刻し此の所小寺を建
立し施無畏山観音寺と辨ふに彼の本尊を安
置しぬ數百年の後郡主龜井氏其の寺を麻野
の城下に引移されける今の紺屋町の観音寺
是れありと云へり

勝見名跡誌に曰く櫻谷 龜井武藏守氣多郡
を領知せられし時公命あつて櫻谷の観音堂
を麻野紺屋町今の所に移し昔の櫻ありし所
を此の地の名を呼ぶ今に櫻谷といふ
因州道之記に曰く茲に公御用基庭に唐松一
株あり朝鮮より御取歸り植させたまふよし
近郷の者今以て龜井様松と云ふ護摩を用ふ

る爐あり是も朝鮮より御取歸の品のよし茶
白臺の形不調れる石あり

雲龍寺

鹿野 凌泰山雲龍寺 在凌泰山麓

曹洞禪本寺讓傳寺

寺領三十六石九斗三升七合

曹洞宗雲龍寺ハ因幡國氣多郡鹿野村ハあり
天正十八年茲矩讓傳寺九代忠岳宗如禪師と
共ハ獅子舞ハ於テ涅槃寺を再興ス今ハ雲龍
寺と號長といへり

大涅槃寺ハ寛弘八年一條法皇の追福ハ為ル
當郡の知主中納言紀氏郷の建立スルニ及林山
無上大涅槃寺と云い云を中長額廢セリ天正

十八年忠岳禪師再興シ仰雲山涅槃寺と號長
慶長中茲矩の法名を凌泰山と稱スるを以テ
其の名を冠シテ凌泰山と改メ寛永中松平右
京大夫政綱の法名を雲龍院と稱スるを以テ
寺名を之ハとりテ雲龍寺と改メ今の名とス
れり

願正寺

氣多郡日置奥郷山根村

高林山 願正寺

皇宗本寺 京都西本願寺

氣多郡日置奥郷山根村願正寺ハ龜井家由緒
あり寺ハ茲矩内室の長刀守道具ありと因
幡志ハ記セリ此の寺ハ未レ茲矩の筆跡を藏

世り鳥の二いづは云々の有る云々後及去身

讓傳寺

鹿野 少林山讓傳寺

曹洞禪宗本寺防州月先山泰雲寺

曹洞禪宗少林山讓傳寺、因幡國氣多郡勝谷村大字今市村即古鹿野町外南山の麓に在り境域又別三及九畝拾八歩の古く東の畑地を隔り、流沙川に臨み西北南の三面は山嶽に圍まれ頗る幽邃の靈場あり釋迦如來を本尊と爲し普賢文殊二菩薩を其の脇侍佛と爲す旧寺領三十四石九斗四升八合あり

少林山讓傳寺寺記摘録

夫當寺防陽泰雲精舍之門葉而覺隱之嫡孫南終之真子築巖閣公唱道之法窟也舊在鷲峰半巔古佛塔應安壬子十月五日雖言柳草焉笑師以前邈不可贊、周老阜錫於此山名毫王寺、師抱月、略中學當城主龜井武藏守茲、略公者、勇將嗜文、長武曾赴高麗陣、功名高和、韓歸併參禪、爲當山之金湯、宗重最敦、寄附寶物、山林田腴若干、初一百石、後減少、而爲三拾五石也、以縣濟山門然、毫王山、涼路峻、而以時々艱參詣、某十祖南嶺范公時相、收卜地、移曰、刹於明星谷、山林之廣博、倍古境、四八十畝、免晚偷稅、略武州公謂此寺初開、鷲峰、今移此境

依稀如東漢法於鸞靈祖師傳末于小林仍改
山名少林歸寺曰讓傳亦此地多以彷彿西域
之境邑名鹿野苑歸王舍城檀特拘尸那二山
流沙跋提兩河共火守自其名前言假佛略文
者此之謂也仰稱開基其宜于既鎮當郡四十
餘身自當山九世位持忠岳宗怒之時至十二
世然室春洞之時為外護度長十七年壬子正
月二十六日遷出捐館瘞遺骸於山宮村中山
之高所其長子大力公襲封居當地之域僅五
身不意依江府鈞命乃改食邑遷石州津和野
之城爾後為府城主池田光政公總領因伯二
州亦寬永九任申替先政公遷備之前州同姓

先仲公自彼國來因伯彼此更代共事旧例於
當山之境內並在田敢無減少是當寺之一佳
幸也然後八十餘年石州讓傳雖絕音耗武州
以為當寺之開基香火祀奠致々無忘其曾孫
龜井隱岐守茲親公元祿丁丑孟初馳專使佐
佐布助之進貺以白銀若干言聊謝先祖之追
福累年之勤修從是每春開基忌日之前必賜
使价與銀葉各歲寬永茅八年卯正月二十六
日當百年之請日先期預告當山臨時馳代參
湯新兵衛至山贈白銀五十枚茲親公父子同
性玄蕃公並家在各別具香儀也至設齋筵聚
近隣僧聚懇懇修佛事三日三夜法事次序在

別記當國府君賜執役人資助法會亦於野諸
 宗之寺院並諸仁者共詣當山各相識怡如老
 妣追忘武州公在城時依免庶野一邑寺院民
 家之屋數租稅思古感今字嗚呼何幸峭禪於
 此時視當寺之席旧檀具希代之信根續八十
 年來斷續再詢先祖之遺跡感荷何堪然同詣
 石州叙謝前後三回大守相見原有饗養兼惠白
 銀家臣各悃悰贖以片金矣略下
 正德二壬辰歲正月二十六日
 讓傳十八世 峭禪雙誌

参考文中去蕃とあるハ末家身二代茲恒の
 通称あり、

因懂志の曰く

境以讓傳寺有古墳之中

般翁宗昌居士在麻裡上慶長十年

龜井之家臣湯丸郎左衛門祖父之墓

武藏守茲經之叔父

慧達壽林信女湯丸郎左衛門祖母之墓

○按此石湯丸郎左衛門の墓此の他見方所

不之隨茲經の叔父其の墓たるを詳しむ

記し後考を候

因伯紀要の曰く讓傳寺鳥取より五里二十五

膳谷村にあり曹洞宗關雲寺末より本尊ハ

釋迦牟尼佛あり由緒不據る不獲安五年十月

の創立に係る僧關老道高々徳盛人なるの資

を以て錫を此の山に留め大小宗風を振ふ之
を開山第一祖と云ふ北園曹洞の諸刹法幢を
建て當寺の門葉に屬せざるハあり鹿野城主
亀井茲矩亦歸佛を禪一之山林殿田を寄附す
今に至るまじ寺門隆盛堂塔宏壯因幡第一の
禪林ありと云

從駕讓傳寺觀龜井先侯遺物慨然作歌

二宮東郭

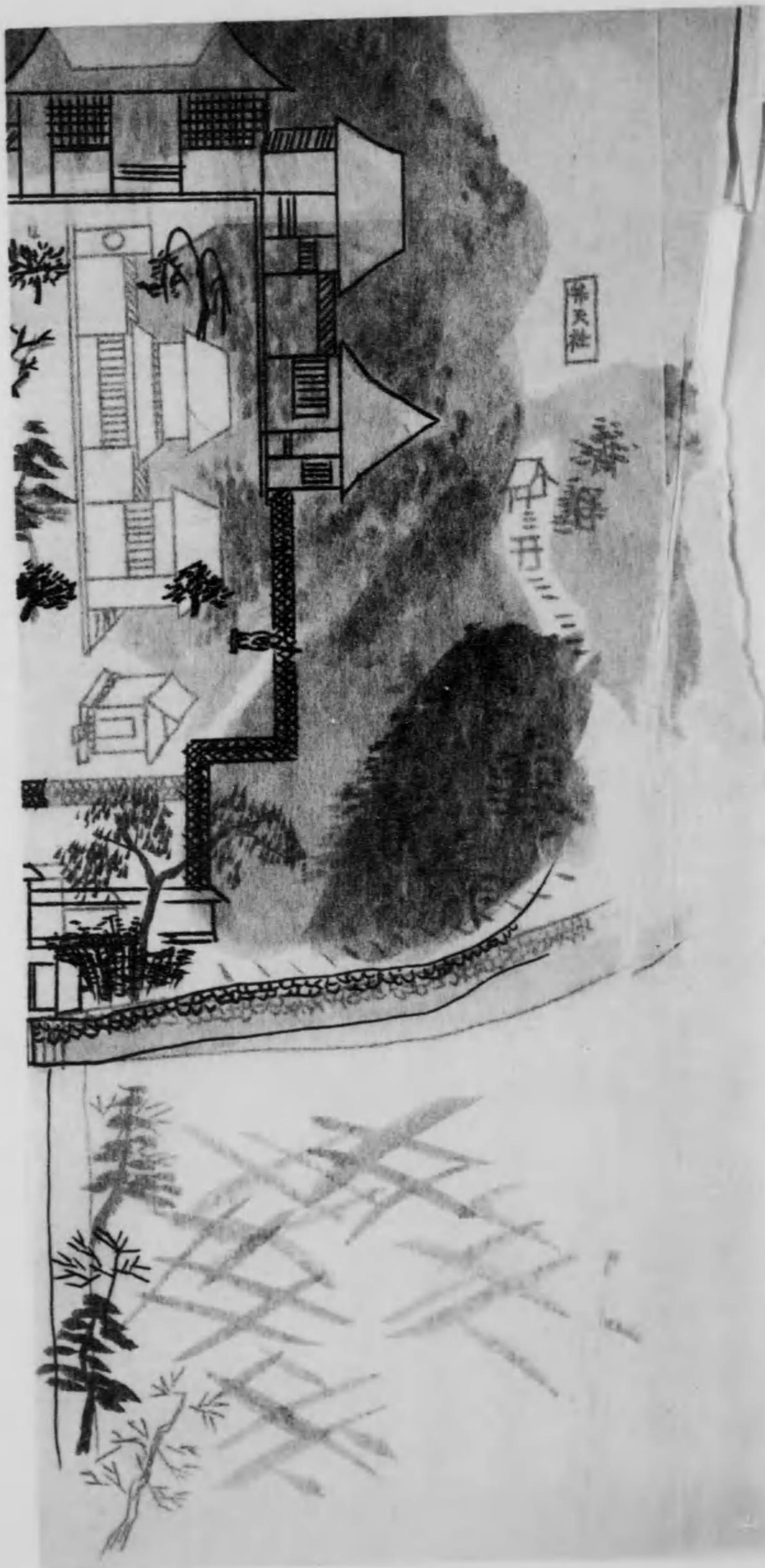
豐公威風三韓表、二都八道一時平、龜侯帥軍當
一方、號勇武略原擅名、評載之餘多所獲、最圍王
服與王旌、侯家旧跡在鹿野、讓傳禪刹遺物藏、是
日兼當偶來遊、遂探寶藏且遺留、陪從幸與珍奇
觀旌服二物實為尤、嗚呼總是龜侯勇武之所致、
夾風百世激懦夫、近來外夷何傲然、航海屢窺吾
邊、往々侵略無所得、縱肆狼心茂邦人、嗚呼古
今之變何迥角、一視斯物轉慨焉

龜井記云曰く

因州御在城之節茲龜公より陳地社下
一高三拾四石九斗四升八合 讓傳寺領

外

拾八石一斗三升二合 鹿野村をいひ有之
九石九斗一升二合 寶谷をいひ有之
六石九斗四合 永川台寺門外也
x



現米石石

但三割利付在借米ト云元文二年因州
 侯御役手ハ差出郡方役人八人ヨリ證文
 讓傳寺ハ渡毎歳三拾石宛利米被渡書
 付有之

寶物

當時九世忠岳代則慶長四年四月二十六日
 野城主龜才武藏守茲征韓之役獲る所の物
 左寄附左と云也

一位城旗 濶四尺三寸 横三尺一寸五分

此亦る小坂南の太祖黎利の孫瀨台城光樞
 等を亡候に版齒を經略せしと云へば台城

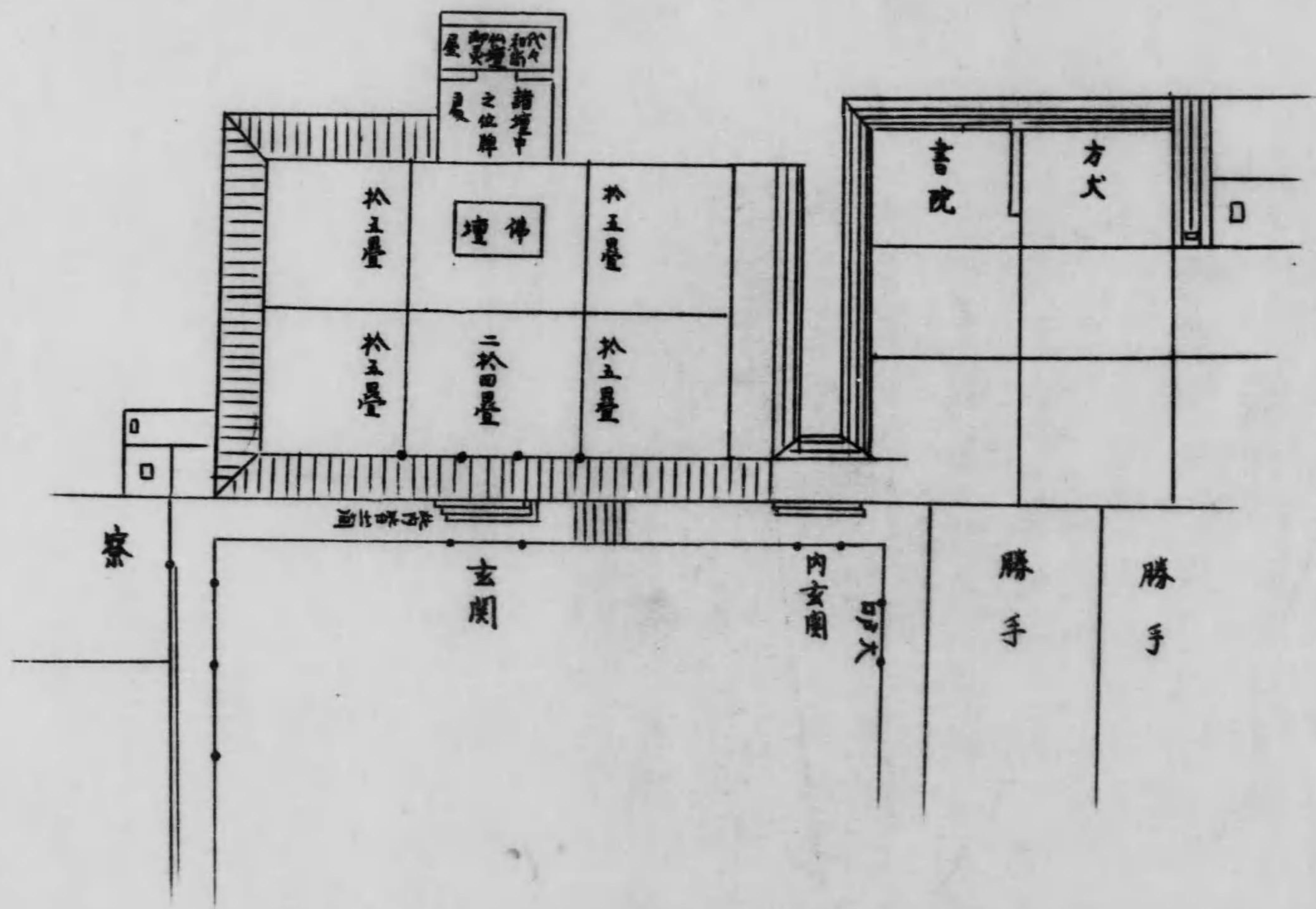


暖傳寺

井天社

合丹

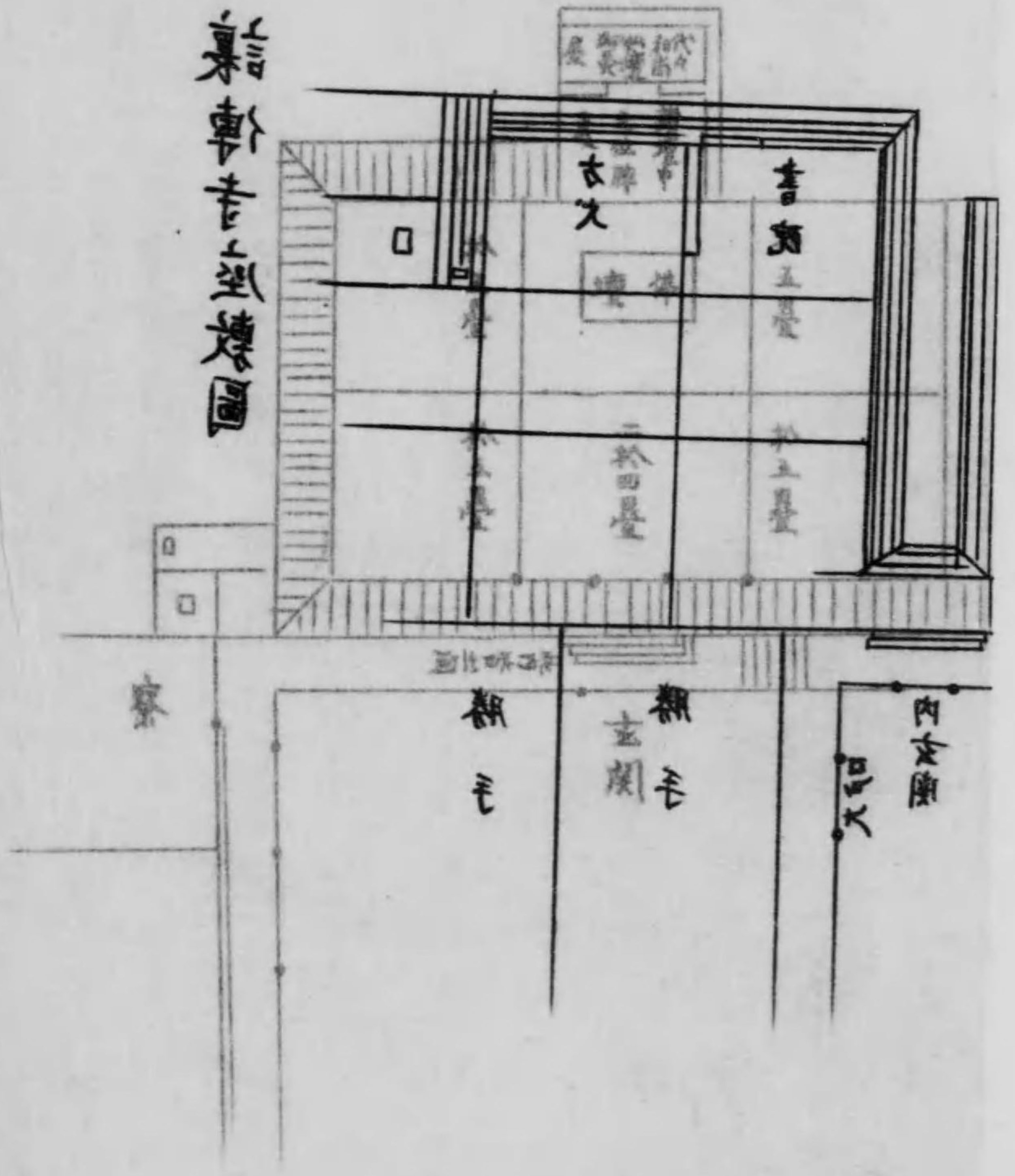




讓傳寺座敷圖



新軒寺遺蹟圖



ハ則ち其の一地名あるベシ

台城國織地ハ一々其の造模標最モ精巧緻密あり

一唐織陣羽織

是カ亦ハ台城國織地ハ一々其の模標の意匠同しく非凡あり細るモ惜いカ今ハ襦子ハ裁裁し陣羽織ハ形を存セモ堅ニ尺横三尺七寸八分

一陣鉢

一組

鑄造古雅金屬質を食む之を撃てハ餘韻錚々たり周圍ニ尺六寸強厚さ五分
一獅子尾ノ拂子 或ハ云軍麾

是れハ端方北部異獸の生尾を殺が取りたるものなり云々これを肉つきの拂子と稱す其の毛條金氣燦爛人目を眩射を其の柄子の唐木ハ一ク彫製互々巧あり長さ一尺一寸

一 海檀葉

一 虎爪 長一寸九分厚三分

一 天狗ノ爪 徑八分弱厚一分弱

一 駒角 直徑一寸六分厚二分

讓傳寺現任職須知文孝師談 鳥取縣氣高郡
鹿野町少林山讓傳寺ハ山ハ縣志數郡鳴瀧村
辯雲寺の門葉ハ一ク覺隱の嫡孫南終の真兒

たる笑巖禪師開道演法の古梵宮あり旧記を
按たるハ當寺ハ故ト鷲峰山の中腹古佛谷と
いハ處ハありキ今を距る出と四百六十年前
而る所慶長五年十月五日を以て現境ハ移
轉在と雖も笑巖以前ハ年代國所逸と一ク稽
ふハ可らキ初め笑巖ハ梵刹を古佛谷ハ建立
するや山を毫王と稱し寺を抱月と稱す是時
ハ於る笑巖の道德たるや嶽よりも高く海よりも
深し笑巖ハ一ト心禪風を此の地に振興
せしより數年を以て一ク山陰有数の禪林
と稱するハ至れり謂つべし笑巖を推し以て
崩山と崇拜するハ實ハ的れりと云かりしよ

り其の法孫麟鳳虎龍の如きもの番々傑出
く教を東西に布き化を南北に施し各自蘭菊
芳を競い各山大澤を開拓し以て各盡鉅利
を建設し大いに宗綱を張り盛に法幢を樹
ゝ刺擡せざるはあし故に北國の曹洞一派に
於ける皆既小當山の支院に属せざるはあし
己の志を災巖に延寶元年冬十月五日に至り
忽然として座脱す此に於て其の嫡嗣智雲お
る者其の後席を董し亦禪風を闡揚せざること
其の先師に譲らばあしこれより巨師大徳
奕世輩出し末に嘗て相衰へて世に於る小當山
に代南巖に至る鬼井家の香華院とある其の

當時公が師友の禮を執られし南巖の鎮石箱
徳小當山最に禪學の長せり故に公時にお或は
親ら來山し或は南巖を以て参殿せし如天稟
非凡の才を有せらるゝおかてし加へて最に
奮勵を凝らし以て参禪問法せられける事故遂
にお以て猛進速達せられ出藍の譽最に高しと
いふ志ありしより公の歸併崇禪愈深厚おし
て當山外護の大檀越たり是を以て昔にお公
が宋邑中にお於ける肥山腰田若干を撰擇し以
て除祖地とあし當山に寄贈し寺門を以て達
永世襲の資お念し可らばあし然る處公の毫王山深く路峽におしり續る往還

不悩むを痛く憂へられ公みづから所を相し
果たす地を明星谷のトせられ現境内是なり
此、小輪奥なる一火伽藍を建立せらる今試
み之を不境致を擧ぐれば乃ち三面の岳嶽ハ
之れ不襟とより一溪の流水ハ之れ不帯と云
る峰燥たる鷲峰ハ右小峰元渺茫たる北山ハ
左小峰し岨岨たる王舎城岩荒たる受岩山鬱
蒼たる狗尸那不嶽節守たる檀特山等ハ共ハ
左顧右顧の際ハ千態萬状ハ一々得る名状也
べりらむ其のみあらむ人家を隔つること
一狗留舎ハ三々(印度の寺院建築恰ハ人家を
隔つる事と八丁を程度と云ケルレヤ)ハ印度

語此ハ牛鳴と譯は溪山の奇を白め泉石の勝
を集む實ハ山陰有数の名蹟名蓋たり公又名
を七撰ハ抑此の寺也初ハ鷲峰ハ拓き今ヤ此
の明星不谷ハ移轉せたるハ恰ハ釋迦の法を
誓靈ハ演べ遠慈ハ衣を山林ハ傳ふるハ彷彿
たればよろしく沿革ハ山を小林と稱し寺
を讓傳と稱せばしと

其のハ一々周囲の地勢も亦能く印度の真ハ相
逼りければ左べりらく色を鹿野と名け城を
王舎と稱せばしと其の他鷲峰或ハ正覺石或
ハ明星不谷檀特狗支那の二山改提流砂の兩
河等の佳稱ハ總々公不集出せらる、所たり

といふ是れ由之を觀れば公の意は佛教史
に最も精く文献の徴に最も考らるゝのみ
あらば公の歸佛崇禱に於る觀念の向來的
一に尋常あらざる誰の敢て服膺せざるもの
之れあるべけんや
旧史を按ぶるに龜井公の豐臣秀吉公の胎腹
たり嘗て文祿征韓の役も從軍し奇功異勲を
奏し以て留名を中外に表はされし遺響の嫡
々として今尚ほ絶えざるハ朝鮮軍記等の傳
ふるに優れ以て徴せらるるに足れりと蓋し其
の當時我軍の役れが王城を屠り彼を以て
城下の盟を遂行せしむるや公の坦然として

大龍院

三光院

獨衆に率先して彼王の陣旗陣羽織軍麾陣鉢等
の最も貴重なる什器十數点を台捕し菓熱飲
至以て凱旋を告げらるゝや總て之を當山に
寄贈し其主を以て公の忠烈と相待ち以て千
載を經るに湮滅し屬せしむといふ子
大龍院の南洞宗の因幡國氣多郡寶木村に
あり山名時氏寺領拾貳石を寄附せしを茲に
減出に拾石と爲す

因幡國山伏 三光院

因州道中記に曰く茲に公朝鮮御渡海之節
於真野御利運の御祈念中止候様處野表建
設之節社御付依之御歸陣之日陸地社下今

以頂戴仕候由の其の節に下候御墨付所
持仕る

因幡誌

地頭山三光院在下院真宗修持三寶院一

本尊葉師領二斗六升

觀音領一斗九升

燈明領一斗四合

此の他幸盛寺建立のことハ前の出立

茲の藝術 茲の文武相兼の文雅風流も亦多く人後に落ち
也

茲の公御武功書の曰く湯新中郎孤の己雲州
意守郡の譜代の家臣にこれありの養育せられし

一歳に十一歳に誤られし十二歳に孤とされし家

老を召し具し山中座之助と一統と雖も幼少

おれば戰場のおのを事を學文武術志し十

五歳より隣國の武功の譽頭有りあり

御家諸寺之覺の曰く

龜井氏始

茲の龜

新中郎武藏守從五位下家
文祿元年朝鮮後有軍功
慶長十七年正月卒五十六歳
法名中山道月

諸家元祖傳云

龜井湯三郎永綱茲龜

通證云

茲鉅者永綢之子如何若者湯三郎永綢之子
字落牧

右押譜龜井茲鉅湯左衛門尉永綢子本湯氏從
五位下武藏守慶長十七年正卒

往昔語傳湯新十郎茲鉅劍術極東軍流奧細而
得神妙周遊諸州無敵之者後孫龜井武藏守以
武勇火鳴興家名

或曰龜井氏茲鉅者足田文五郎門人也

文藝小傳曰足田文五郎從上泉伊勢守修行諸
州得神妙度白秀次公足田於營中習刀鏡之術
在褒賞凡從足田遊其門者許多山田浮月齋中
井新八傑出中井新八仕寺澤兵庫頭賢高岳肥

前唐肆以其藝鳴或曰足田者上泉之甥也始小
伯至今猶足田陰流東流在諸州
同書柳生但馬守宗巖傳

柳生但馬守宗巖者和州柳生人也先祖數代相
繼在柳生也菅原道真公後亂也父曰因幡守重
永先曰美作守宗巖身少好刀鏡術此時上泉
伊勢守來柳生神後伊豆守足田文五郎等從之
宗巖謁上泉請學其術上泉應諾以教其技留足
田於柳生獨與神後遊他邦宗巖之刀術至極妙
實可謂新陰云々

通證曰先按武藝小傳東軍流傳中龜井氏人未
見也或後謂足田文五郎門人也今亦按武藝小

傳是田文五郎傳不見龜井氏人也然其往昔語
傳始龜井氏東軍流得神如學東軍流不妄也亦
曰是田文五郎門人定在證跡歟傳中雖無之無
疑

天保十三壬寅年春正月晦日

越智宿禰通澄

大關秀吉公の御譽言のよし

法ハ釋迦武藝ハ鬼井無雙ナリ天上天下唯
我獨尊

田宮物語四ノ曰ク夫勇ハ必々阿リ長叙を負
以テ蘇前ノ凶ハ令ナリ熊抗を打取テ獨行
者ハ狩人ノ勇ナリ又又を以テ深淵ハ潜る元

龜鯨を捕るハ漁師ノ勇ナリ高く危キハ登リ
穴ハ望み鶴立ニテ顔色変セザルハ番匠ノ勇
ナリ誠ハ生を保ツハ士ノ勇ナリ競々ナリ時
ハ右ノ三勇ハナリ皆私を好み血氣ノ勇ナリ
身を修るハ道ハ阿ラズ昔國幡國ノ位人宇多
天皇ノ後亂叙術ハ東軍流ナリ真傳ノ一流傳
井武藏守源茲経経原書ノ末ニハ天正ノ頃ヨ
リ慶長ノ中頃まデ武者修行ノ為メ日本國中
殊ラズ経歴者トイヘドモ又向ナ者一人モナ
シ武藝ハ一道ノ道人ナリ是ハ依テ源家康公
ハ彼召出敷度忠勤を勵シける其ノ軍功ハ
ツマ後ハ石見國津和野城主トナシたまヒ知

行三万石を領す自讃云く仙法ハ釋迦武藝ハ
亀井武藏守無双あり天上天下唯我壹人とい
へり異ハ法ハ天釋下唯我獨尊とい武藏此ハ茲經
の高弟ハ同國の位人堀源太左衛門とい子大
丈夫の士あり是ハかたの如く武藝ハ道ハ伊
豫上佐阿波讃岐を武者修行せしむど手ハ
立つものかつさあし讃岐丸龜の城主生駒堂
岐守殿圍れ来い武藝劍術の師範ハ臣抱ら
れ祿五百石を給りける國主の師範といふ一
家中源太左衛門ハ流儀を誓古在るゆゑ威勢
強く肩をおらがる者おしさるハ依り師匠龜
井武藏守ハ流をおらいつ自讃し四ヶ國無双

紀術

堀一流器量の人あらば此の印を引さべしと
茅屋根の破風ハ高札を建てるされば堀一
流の元祖と諸人譽め常ハ評しけるゆゑ我
ハ双ハ劍術者ハ阿まねく日本ハ有るまゝと
高慢しけるとあり
茲短鉄砲ハ田公新助ハ學び其の蘊奥を極
めたること前ハ出せり
文藻ハ於この因幡志ハ曰く
鳥ハ二つのつばさの有る千里をもとびる
けることく文道と又武道を二嗜がれば或ハ
一郷一郡一國一天下ハ何を以て制さべや
文を先と在る以て人の左手ハ弱とのあり文

文藻

道ハ和柔ある以テ為本右手ハ強クのあり武
道ハ一時ハ勝負さばむるとぞされば火國ハ
ハ志學と云ふ事有り及ニ十歳者我ハ身を去
らざ、いねづらある事を思ひかぞ去く心を春
霞あどハ立かふるハ、臆く蒙々と去く業ハ向
く墨を紙ハ付たる計を寺ハ至るハく聲あど
もかわり口艶もくろく〜と生出たる人ハ、丹
小く事ハ去く我等あどハ若時ハ左やうあ
る者もハ阿ねけ人（按むるハ阿ねけハ仇氣あ
り、去来いふあのみあり、源氏朝顔の巻ハ今よ
りの御阿ねけもかつハ世のものもときをもおぼ
しあふらん）と阿ねこれあり〜とくよきハいせ

世物書き習ふ事をいそきたらば世上へ出
る人涯の交をもささせべきあり、うかくとい
つともあき心あくあらば七十年も寺の在さ
いそさせあん如此書置事為_レ届也於_レ油断ハ直
ハ何方へありとも其の方の心ハ身上をまか
せらるべきあり、存之通_レ任_レ筆者うねがいあし
うねがいあし

正月二十七日

武

虎へ

右巻の裏うち唐紙タケ八寸五分
去年以来いたづらハ手習あど仕候向うはの
そらぞろ去かられ候〜又入_レ情申候

詠歌

右二通因幡國氣多郡山根村願正寺所持あり
萬年龜千有鶴百年人一時蛸蛭思廻則皆共如
夢幻辻捨文好武發名後世述之面目

右一枚ハ因幡國氣多郡の所人草屋惠助所持
在茲詠自筆の書あり

兒子遠由京洛喰人牽出来父諫而曰畜中馬耕
田圃事聖主懷賢臣持天下是何為哉養育人民
而除警養汝出之鉄素更君子之法則也危逝之
後汝万事可任心肯父知憐而好事是不孝也謂
曰常千喜萬悅

右伯耆龜井家藏在る所の茲詠真蹟あり
茲詠詠歌二首 氣多郡勝菰加知彌神龜井書

在る所

秋風不雲間をいざし己可身ふく

鹿野の山の月をふみれ

おののきやたぐれし宿の神のみ

かゝる身やたぐれし宿の神のみ

拾遺歌野故事詠小曰く余嘗て勝菰神祠の鹿
不國詩一首を視る曰く秋風仁雲間遠出志吾
其仁天鹿野乃山濃月遠見面加奈是れ武公の
題在る所あり辞旨麗遠ありと雖も亦是以
述志又鷲峰祠を焚く時邑民不喻在所の文傳
ハ藏むる者有り嘗て其の人ヲ請ひて觀之句
法顛倒不可通曉者ありと雖も文辞類不野其

の辨別を考ふるに無學者の非所能作書法の類
逸あるに至るに今世能書者も亦能及鮮矣蓋
武公喪亂の世文教湮滅の時小生れ惟幕を蒙
とし金華を祀りし攻城野戰率無慮自後世受
成續治の君國家又安文運日輝の際に當る文
業詞藝志に隨て易學の比に非必然而亦公
の文末可觀者尚若斯ある時ハ亦足稱者に非
如也

此の他口碑の傳ふる所の普瀨井の清水の歌
二首あり曰く

いぬ人のみせぬのふみづたちよれば

我のげさへも走いりかりけり

たちよりさばしやせらへ柴人よ

みせぬのふみづ風もこそみ

禪學

茲經ハ禪學を讓傳寺某九世東岳宗若身十世
南嶺范公不受け出藍の養高可りしといふ讓
傳寺記ハ曰く龜井武藏守茲經公者勇將略文
長武曾赴高麗陣功高和驛歸佛參禪為當山
之金湯とあり又曰く武州公謂此寺初開鷲峰
今移此境依稀如東漢法於鷲峰祖師傳東于少
林仍改山名少林辨寺曰讓傳亦此地多以彷彿
西域之境也鹿野苑辨王金城壇特拘尸那二
山流波跋提兩河共火守自安名前言假佛蹟文
者此之謂也仰祈開基其宜字とあり以てい

書

小歸佛崇禱の深厚ありしを想ふべし是は
大坂に於てと鹿野の僧亮順を招きて寶城寺
を開基せし如亮順との文情殊に深厚ありし
といふ

三十六歌仙の板類 函の海北友松の歌の
皆茲經の書たる所あり伯壽鬼井家これに藏
せり

澄川正彌踏査鳳見誌に曰く武州公御自筆の
道あるべし身 鹿野より小鷲川三徳山へ越
る所小石の道あるべし此の石の彫刺あり
る文字は武州公の自筆あり此れは武州公遊
獵の爲め近侍と御供より通過の時村民集合

しる道あるべしを立てんと評議し中るは文字
を何人の頼むべきかと云ひ居たり公は自ら
書いり得さすべしと云はれたれば筆硯を持
参りて揮毫したまひしに村民は後不領主た
りしことを知り且つ驚き且悦びたり其の道
あるべし今も存在し居れるに後世に至り知
る人もあらむをあらんことを惜み何との保存
の手法を設けらばと三朝村(伯壽)の人菅與市
三十七八頁ごらの談ありと

此の他幸盛寺の額ハ火書ありて茲經の真蹟
今も保存をまね鹿野町の豪農安富勘兵衛不
祖勘兵衛盛茂の書あり其へたる時節の二火

字現小其の家不藏也

因幡志下曰く氣多郡勝宿下の郷湯村中温泉
有る勝見の湯と稱す

亀井氏の筆跡 亀井武藏守殿湯治の時今の
御茶屋の庭の築石の温泉の二字を書せられ
しといひ傳へたり庭の岩組の火石と火石と
の間の奥の切崖の如くある石面あり文字
の大小三寸許あり然れども二百年許以前の
事おれは字形明おひみかたし水をそ、おか
くれは温泉の二字有りや無しやおみゆた此
の二字許おや此の外おありしと知るべから
ん

勝見名跡誌お曰く古危の言傳へお武藏守殿
の筆跡御茶屋温泉湯村の御庭の内の石面お
ありと昔より此の里人も早お觸れり知りた
る事おわ誰か吟味しる虚實の證據を見届
くる者おし去ぬる寛延元年八月勝見へ入湯
したる澤屋甚助お茶屋お寄宿しける一日此
の事を甚助お尋ねたればいふお以前より
左様おの圍きお及びたればお終お見おるこ
いふ一座お和田柳軒といへる醫師ありり我
等いふ年の春御茶屋の番人を頼み御庭の
を見けるお御庭の前の薬師堂の下お火お
る巖石を積合せたる様おる其の中お少し

水にまり何れも石面も等跡ハあるや
ら人と残る隈あく念を入れ尋ねれば人
の目ふか、らがるこそことわりあれ、大石と
火石と付合せたる其のハがまの奥の物崖の
如き石の面は是りと疑ハ、さ所あり水をか
け、其のうるほい阿る中に見ればほのか
ふ文字ふたつ見えたり字の大き三寸許あり
温泉の二字と見ゆる年久しきことあれば筆
畫たし、あらむ心を付け、とくと見れば成
ほどうまくと見ゆといふいざ、さらば見
後の咄あり即ち柳軒を筆取者頼み、一覽
をべしといひ、座中四五人打連れ、彼の所

の内き水せそ、が、見るの厚きし、少しも
違はず、亀井殿の書れたりといふ二字、これの
阿らぬかと、幽の、見えたるあり、又勝宿の社
内、神扉の裏面も、亀井殿の手跡あり、筆を
小、自ら、の、等、す、さ、び、あら、人、筆、跡、せ、ま、ら
む、天、竺、の、風、骨、と、み、ゆ、る、こ、れ、ハ、久、く、自、を、経
たるもの、あれども、雨露の、あ、たら、が、れ、ば、新、ら
しく、今、と、れ、し、可、見、ゆ

茲、龜、の、畫、ハ、多、く、世、に、傳、ハ、ら、れ、ど、も、寒、鴉、枯
木、圖、一、幅、伯、壽、鬼、井、家、之、を、藏、せ、り
茲、龜、庭、園、を、愛、し、た、る、こ、と、ハ、因、幡、志、ヲ、曰、く
氣、多、郡、殿、村、郷、殿、村

画

遊園

善瀨井之清水 村の上外れ一所許氏神八幡
山の麓あり廣さ十疊許深さ一丈余の清水
井是れあり山下の岩根より涌出る水勢愜も
地中の川あり如し潔白ある事底不徹去る
水ありお如く冷寒あること夏の日人此の井
中お歩去ぬたる事三遍走るもの希ありとい
ふ四時水の増減を知らざ流下大坂谷の田土
を養子事半お過ぐと或は是ハ昔鷲峰の神繁
昌の時の御手洗井ありともいへり近世亀井
武藏守此の水を賞翫せられ側不涼亭を設け
夏月おハ日毎お飯涼ありける所井の本乃築
石お心を盡し自ら手をいれ物好志たまふと

土人の口碑あり或記お奇の清水とかけり是
ハ奇絶の名水ありといふ事おす斯くハ云お
不やと見えたり然れども古記おハ善瀨井之
水或ハ山を善瀨井坂と阿れハ水の名りみと
も聞えおいふおし土俗お今風情の字を用お
るハ音訓の清濁不因す斯の如き歟但し善瀨
井ハ風情の假字あるも知るべからざる又一向
許おの方へ四尺余の廢井あり中お二尺許の
自然石あり是ハ亀井殿新十郎と云いける時
此の石お刀を研き戦功を勵まれけると云
又土俗お婦人乳汁の出おるもの此の井後ハ
溝をさらへる側ある所地藏を祈れば乳出る

茶道

といひて諸人これを信仰を

善瀬井の清水の詠にたる茲經の歌と傳ふ
るもの有り曰く漢村の人某口詔

いぬ人のふせぬのしみつたちおれへ

我のけさへもさ、しりけり

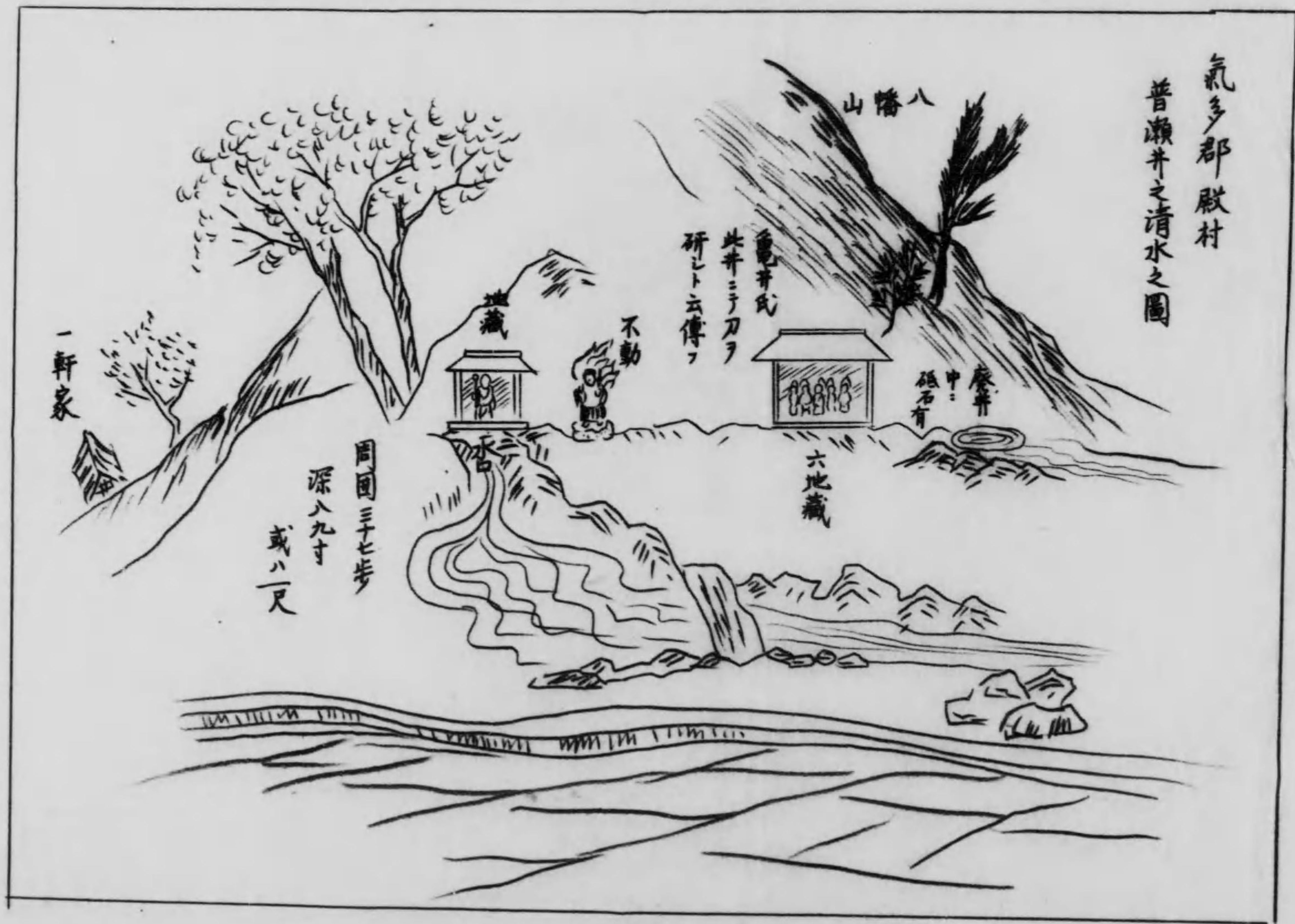
たれよりさきはしやあらへ紫人よ

ふせぬのみの風もこそおけ

茲經茶道をも嗜まれしものか書簡中茶の法
度や子れ候のおし知はたおのゆるしおへ候
やの事と有り

齋苑日録の曰く慶長六年正月二十一日白昼朝
晴天辰の刻より雨降、於豊光有振舞人衆高野





氣多郡 殿村

普瀬井之清水之圖

度や子杜依のふじ地は女とのいふふい
 やの寺と阿り

記苑日録の曰く慶長六年正月二十一日白朝
 晴天辰の刻より雨降、於豊光有振舞人衆高野

圍棋

文珠院、圓光寺、伯耆西樂院、備前安津、尾井、武藏守、堺之如三法華衆あり。

茲、延圓棋を嗜みしこと、八拾遺、松野故寺談、中曰く、武公の時、淨徳寺の住僧善奕、碁公數百、去之對手とし、甚寵遇を獲たり、嘗て公以數十石地、淨徳寺の寄附せんと欲せ、僧曰く、有米地、時ハ事煩し、吾不欲之、願くハ以廩俸邑入、亦代へ賜へと請ふ、從ひて、年々米百石を給賜せしと云、前代寄附せる所の寺社の米地、本藩に至り、率舊章不改之、往々傳頌あり、今に至る、性、是寺以無米地、米斗の禄を留め、僧の貽謀也哉。

五十石以上の
士方

慶長十六年辛亥十二月十三日調ふか、る、松野



城士分五拾石以上者之氏名左之如之

武藏守様因州下之

六百石
三百五拾石
三百五拾石
三百五拾石
三百五拾石
三百石
鄭百五拾石
鄭百石
鄭百石

多胡宗八
湯主水
塩屋權兵衛
牧圖書
富田大内記
磯江平三郎
塩治太左衛門
多胡半右衛門
渡邊彦之丞
鳥屋晴右衛門

鄭百石
鄭百石
鄭百石
鄭百石
百七拾石
百七拾石
百七拾石
百六拾石
百五拾石
百五拾石
百五拾石

竹部五左衛門
多胡宗次右衛門
湯將助
湯傳兵衛
草刈三郎右衛門
里田權次郎
池田太郎兵衛
新免平右衛門
大橋甚平
田原德之丞
湯甚五左衛門
牛尾四郎右衛門

百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石

菅屋 志右衛門
小柴六郎左衛門
村上 治右衛門
入江^{一澤} 新兵衛
湯 作藏
藤井 五郎大夫
渡邊 三郎四郎
石川 文右衛門
中西 大大夫
片寄 角右衛門
片寄 全左衛門
多胡 福右衛門

百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石
百石

御武藏
影守
作
り
様

梶屋 彌右衛門
林 大左衛門
原田 作兵衛
田尻 瀨兵衛
能登^一 十大夫
布施 神谷
猿子 桂 兵衛
山崎 源八
出羽 藤八
石井 何取
飯富 才藏
鳥屋 推右衛門

百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石

齋藤 兵助
牧 兵九郎
梅木 喜兵衛
新免 吉次
小原 仁右衛門
稻村 吉藏
藤名 源左衛門
望月 大右衛門
吉岡 内藏助
豐島 善吉
梅原 彌五作
河田 忠右衛門

百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石

奥田 奎兵衛
齋田^藤 久右衛門
宇山 彌助
石井 半作
大西 吉左衛門
村尾 十兵衛
膳田 新之丞
清水 次郎大夫
村尾 太兵衛
是立 彦左衛門
竹下^{一郎} 彈助
高山 源藏

古主水殿御他出ノ節少之間
他出仕御直書ニテ歸参仕候

七拾石
七拾石 一百拾石
五拾石

是兵衛本唐之儀即者故數十草尾以下

合壹万千貳千貳百三拾五石

慶長十六年辛亥十二月十三日

小以人數七拾貳人 但五拾石通止

此の改之節多賀是兵衛清水次郎大夫書落し
申候是者多賀氏久々入唐之節故可清水次郎
大夫力少之間他國居候節哉其外圍傳候名字
無之候者貳拾人計と相見申候
後改

飯沼一塚 重藏

石川 新右衛門

河村 助作

多賀 是兵衛

千六百石

外六百石組付

多胡

信濃

千石

外四百石組付

多胡

主水

六百石

外四百石組付

湯 八郎右衛門

牧 圖書

五百石

外四百石組付

塩治

大學

五百石

外四百石組付

湯

掃部

五百石

外四百石組付

磯江

平内

外三百石組付

四百石

富田

織部

外四百石組付

四百石

塩治

推兵衛

外四百石組付

四百石

湯

木工

外四百石組付

四百石

加藤

藏人

外四百石組付

三百五拾石

塩治

内匠

外三百石組付

三百石

牧

四郎兵衛

外三百石組付

三百石

神代

次郎兵衛

外三百石組付

三百石

新庄

左馬

外貳百貳拾石組付

三百石

河田

忠右衛門

外貳百貳拾石組付

貳百石

宇山

彌助

外三百石組付

百五拾石

火倉

外記

外三百石組付

百五拾石

原田

作兵衛

外三百石組付

百三十石

外三百石組付

合總持貳拾人

三百石

貳百三十石

貳百三十石

貳百石

貳百石

貳百石

貳百石

石井

何助

常川三郎右衛門

山中清右衛門

多胡半右衛門

林何藏

柴崎式部

加藤利右衛門

丹羽九郎兵衛

半原七郎右衛門

西村

推助

豐島

角兵衛

高橋

小傳

勝田

新之丞

里田

三大夫

新免

平大夫

菅屋

吉右衛門

湯

甚五左衛門

田尾

瀨兵衛

能登原

十大夫

吉岡

孝右衛門

梶尾

彌右衛門

貳百石

貳百石

貳百石

百八拾石

百七拾石

百五拾石

百五拾石

百五拾石

百五拾石

百五拾石

百五拾石

百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石

村上 庄兵衛
宮川 八右衛門
中澤 茂左衛門
柴田 五兵衛
藤井 五郎大夫
佐々布 興兵衛
河本 天之丞
新藤 右茂助
池田 之兵衛
永井 次郎九郎
大橋 甚平
池田 左太郎

百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石

山脇 興三左衛門
川保 木早三助
石川 市兵衛
高山 源兵衛
飯沼 九藏
村尾 太兵衛
柴田 十右衛門
清水 次郎大夫
千代 彌平太
竹部 庄大夫
谷 惣左衛門
櫻井 市兵衛

百石
百石
百石
七拾石
五拾石

進 猪助
小原 仁右衛門
村尾 惣兵衛
山中 善五郎
進 考兵衛

知行合彙萬八千八百八拾五石

足輕扶持

合七千四百四拾石

寬永元年中令限帳大群督無之付
改不辭

三百石

仙北 遠江守

百五拾石

中野守 孫右郎

百石

塩沼 三之助

百石

正田 又兵衛

合八百五拾石

百石

榮壽院 様

百石

御後堂 様

百四拾石

高松院 様

合百六十四拾石

人数八拾三人但五拾石取込此の改りも
落候名多候多賀氏此の改二無之ハ猶也
書落しと相見元申候多賀是兵衛浪人之
儀終無之候

鬼井記載在る所の慶長十七年子家中有限
帳と題在るもの八丈いふ前書と異あり今
考ふべし其係せ録し他日の考を後一

- 一 千六百石 多 胡 信 濃
- 一 千石 同 休 夢
- 一 千石 多 胡 主 水
- 一 七白石 塩 治 大 學
- 一 六白石 牧 園 書
- 一 六白石 湯 八 郎 右 衛 門
- 一 六白石 湯 次 郎 左 衛 門
- 一 六白石 湯 左 以
- 一 五白石 湯 藏 人

- 一 百石 加 薩 理 右 衛 門
- 一 四 百 五 拾 石 江 平 内
- 一 三 百 五 拾 石 塩 治 權 兵 衛
- 一 三 百 五 拾 石 鳥 屋 膳 右 衛 門
- 一 三 百 五 拾 石 富 田 以 記
- 一 三 百 石 湯 左 先
- 一 三 百 石 牧 四 郎 兵 衛
- 一 百 五 拾 石 河 田 忠 右 衛 門
- 一 百 五 拾 石 塩 治 太 左 衛 門
- 一 百 三 拾 石 山 中 清 右 衛 門
- 一 百 石 多 胡 中 右 衛 門
- 一 百 石 竹 部 五 左 衛 門

一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石
一百三十拾石

出羽 藤八
石井 何助
出羽 辨内
柴田 勘之丞
渡邊 助之造
飯富 才藏
中西 大大夫
宇山 福右衛門
片寄 全左衛門
片寄 角右衛門
島屋 權右衛門
渡邊 新次郎

一百拾石
一百拾石
一百五石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石

池田 大郎左衛門
石川 又右衛門
渡邊 三郎四郎
望月 六右衛門
齋藤 文左衛門
奥田 壹兵衛
村上 治右衛門
菅谷 吉右衛門
梅原 彌五八
吉岡 以藏助
藤名 源左衛門
梅津 善兵衛

一百石
一百石
一百石
八拾石
八拾石
八拾石
七拾石
七拾石
七拾石
五拾石
五拾石

入澤 新兵衛
福村 吉藏
小原 仁右衛門
湯新藏
竹下 彈助
足立 喜左衛門
村尾 太郎兵衛
高山 源藏
飯沼 九藏
石川 新右衛門
河村 助作
鳥屋 百助

一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石

藤井 五郎大夫
齋藤 兵助
守山 彌助
村尾 十兵衛
石井 半作
朝山 宗四郎
山根 興三左衛門
小保木 才五郎
勝田 新之丞
大西 吉左衛門
豐島 善右衛門
安井 三四郎

一六石
 一拾石
 一拾三石五斗
 一拾貳石
 一七石
 一拾石
 一四石
 一拾五石
 一拾石
 一七石
 一九石

北島元助
 新井七兵衛
 大野清藏
 小原勝助
 樋口平太郎
 湯原彌作
 新庄彌五郎
 荷舟仁右衛門
 飯沼九藏
 大岡茂兵衛
 中野甚太郎
 田口金八

一七石
 一貳拾石
 合百四拾石
 表小性衆
 一拾五石
 一拾五石
 一九石
 一貳拾石
 一七石
 一九石
 一拾貳石

此人數十八人

三月 庄宗六
 改次郎八
 村上勝兵衛
 草刈九兵衛
 櫻井藤右衛門
 喜多小右衛門
 中澤茂左衛門
 三庄善九郎
 石川清六
 永井次郎九郎

一七石
 一六石
 一拾五石
 一拾五石
 一八石
 一六石
 一貳石
 一拾三石五斗
 一七石
 一五石
 一三石
 一拾石

植木 助 允
 小柴 六次郎
 岸角 助
 林甚 助
 林曾 心
 蛙藏 主
 蛙宗 薰
 多烟 吉
 石川 三五郎
 長澤 八藏
 齋藤 久七
 産柄 吉助

此人数五拾七人

合 一
 一 貳拾石
 鏡之旬詰衆

火倉外記
 兼
 安立次郎左衛門

一八石
 一八石
 一七石五斗
 一八石
 一八石
 一四石
 一八石
 一拾石
 一九石

木村 角左衛門
 須山 甚五郎
 石原 考七
 蘆原 興八
 池田 彌右衛門
 木村 善兵衛
 高木 清助
 山根 半太郎

一八石 一八石 一八石 一八石 一七石 一七石 一八石 一六石 一八石 一七石 一七石 一八石

一拾石 一七石 一八石 一八石 一八石 一九石 一七石 一七石 一拾石 一八石 一七石 一八石

連道 宇田川 小 七
連道 宇田川 甚五郎
秋山 久右衛門
大庭 七右衛門
松浦 考市
木村 與右衛門
山田 彌十郎
中島 治兵衛
石原 考右衛門
安藤 藤中 助
長志 勝左衛門
山根 文右衛門

大森 次郎 左衛門
司山 一右衛門
山根 年八
高橋 市助
坂田 考作
山本 大右衛門
細谷 彌五郎
原田 助四郎
柿坂 久三郎
谷杉 與助
石井 考兵衛
佐伯 與兵衛

一七石	一五石	一五石	一五石	一五石	一四石	一九石	一五石	一五石	一五石	一七石
松浦	江三郎兵衛	岡本	村尾	八幡	八幡	望月	本藤	瀧野	本尾	難波
連入	三郎兵衛	次郎兵衛	忠亮	右玄	右玄	彌次郎	右衛門	三左衛門	善兵衛	波彌右衛門
										井三郎兵衛

一七石	一八石	一五石	一六石	一五石	一五石	一七石
成相	安倍	下田	下田	長田	吉木	田一
德左衛門	甚右衛門	九郎右衛門	孫大夫	新大夫	彌助	田一分
						昔

但當年八五石末年より八田一町分昔より取来り

一六石	一四石	拾五石	拾五石
中井	出羽	守備	守備
善右衛門	大右衛門	彌助	彌助

合計三拾七人

職所衆

一三石
一八石
一拾三石
一拾石
一八石
一八石
一八石
一七石
一七石
一四石
一五石

一七石
一拾石
一四石
一四石
一九石
一七石
一三石
一三石
一三石
一三石
一五石

奉行 久奉行 見平右衛門
菅行 崎 助三郎
原 田又左衛門
鵬 部 宗兵衛
蟠 名 彌左衛門
前 田 善平郎
若 楊 藤右衛門
石 丸 善三郎
葛 原 卷 允
勝 田 新兵衛
金山 萬 大夫

江
國

喜右衛門
又 助
平右衛門
考五郎
市右衛門
相 精
孫左衛門
又 六
又 四郎
三河 又 四郎
三河 太郎兵衛
三河 助五郎
江戶 考太郎

一五石
一五石
一五石
一四石
一三石
一三石
一三石

合百七拾三石五斗

御篋衆

一鄭拾石
一鄭拾七人

但當年中後目仕候圖公用神渡

人數三拾人

江戶 與次郎
江戶 孫三
江戶 孫次郎
江戶 甚四郎
大坂 七郎三郎
三河 新次郎
三河 小三郎

沼田 金滿

書院番

一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
一鄭石
合鄭拾石

勝田 太郎左衛門

人數十人

八幡 久右衛門
加藤 大郎兵衛
安立 平右衛門
長谷川 善右衛門
久野 平左衛門
湯淺 清右衛門
坂根 考兵衛
細谷 武藏之丞

御鷹師

一拾五石五斗

一拾五石

一拾五石

一拾五石

一拾五石

一拾石

一三石

合八拾八石五斗

御指衆

一拾五石

一拾五石

川副角助

早川三十郎

小泉伊右衛門

入江善助

長田清右衛門

石井吉助

推助

人数七人

久助 助作

彌助

藤右衛門

長次

人数五人

一拾五石

但壹人二分三石宛

五人

御道具衆

一貳拾貳人

一拾九人

一貳拾人

一貳拾貳人

来米

兵大郎組

御馬組衆

彦兵衛組

彌兵衛組

一 鄭人
 合八拾五人
 定善清衆
 一 拾人
 一 拾人
 一 拾人
 一 拾人
 合四拾人
 流山衆
 一 三拾人
 鎮炮衆

鹿草刈

田 原德之丞組
 稻 村 吉藏組
 石 井 何助組
 新 庄 九郎助組

火山組

多 胡 信濃組

多 胡 主水組
 塩 治 大學組
 牧 圖書組
 湯 八郎右衛門組
 湯 次郎左衛門組
 加 藤 藏人組
 砥 江 平内組
 塩 治 權兵衛組
 鳥屋 勝右衛門組
 富 田 大内記組
 湯 奎元組
 牧 四郎兵衛組

合

御作事奉行

一拾壹石五斗

一拾壹石

一夫九人

一夫九人

一夫九人

一夫七人

一夫三人

塩治太左衛門組
神白次郎兵衛組
宇山彌助組

進 考兵衛

火庭 彌兵衛

長海 源兵衛

鍛冶屋宗左衛門

舟木

住吉 助次

菜花 興三郎

合前檢部石五斗

夫三拾七人

右之通因州御渡方知行切米令限帳前之只記

置

参考

元和三丁巳御入國之節御供諸士

一十六百石

多胡信濃

一十四石

多胡主水

一六百石

湯八郎右衛門

一六百石

牧島書

一五百石

塩治大學

一五百石

湯掃部

一五百石

磯江平

一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百五拾石
一百四拾石
一百三拾石

新免 平大夫
菅 屋吉右衛門
湯 甚五左衛門
田 尾 瀬兵衛
原 田 作兵衛
能登原 十大夫
吉 周考左衛門
梶 屋彌右衛門
布施田 神袋
山崎 源八
片 寄角右衛門
石 井 何助

一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石
一百三拾石

出羽九郎右衛門
渡邊 助之丞
奥 上藤右衛門
柴 田 助之丞
中 西 六大夫
足 立 甚左衛門
村 上 治右衛門
豐 島 吉右衛門
鳥 屋 権右衛門
飯 富 才藏
渡邊 新左衛門
片 寄 全左衛門

一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石

村 上 庄兵衛
宮 川 八右衛門
中 澤 茂右衛門
柴 田 五兵衛
佐々 布 與兵衛
河 本 吉之丞
新 藤 右衛門佐
池 田 久兵衛
永 井 次郎九郎
火 橋 勘 平
池 田 左太郎
造 伊 助

一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石
一百石

木 瀬 藤 右衛門
石 川 文右衛門
渡邊 四郎左衛門
石 川 市兵衛
高 山 源兵衛
飯 沼 九 藏
柴 田 十右衛門
清 水 二郎火夫
千 代 彌平太
竹 部 吉火夫
谷 總 左衛門
櫻 井 市兵衛

一百石 小原仁右衛門
 一百石 村尾惣兵衛
 一百石 山中善之助
 一百石 村尾太兵衛
 一百石 望月大右衛門
 一百石 吉岡内藏
 一百石 湯作藏
 一百石 山根與三右衛門
 一百石 小保木早之輔
 一五拾石 進 考兵衛
 外之申小性以下却米取組付有之各前不詳

禄券の末 士卒山下付在る禄券の末印ハ茲詔不叙有
 印 已面白小曰く

御朱印御黒印之事
 一 御印判ハ御朱印押候儀者武藏守様御代上
 一 押御黒印ハ豊前守様御代上り押候事左
 一 兩御印主水殿被申付延寶七未年彫替有之
 一 様相見之候所正徳二辰年真鍮印之彫替被
 一 御付同年五月五日より新御朱印御黒印御
 一 押世波成候事

茲詔訓蒞 茲詔 一日崩子政詔及老職を召去る懇ろに前名
 之曰く吾家ハ世々尾子氏に屬せし憾むらく
 ハ其の衰亡を救ふことを得たりき今より後須

く幕府に仕へる春公の誠を盡さべし是れ天恩
不殺ゆゑ所以あり萬一不逞の徒阿はば家をも
身をも顧みぬし王事不勤ゆゑ我祖富士名義
綱元弘の時不事以て模範とせざる不足るを政
矩及光教寺皆感泣去る命を奉ず

津和野藩士澄川正直役用覺書不曰く道月公
茲矩公或る時豊前様五年寄衆其の外重役の
面々を誥為る當家代々尼子家小從属致候へ
ごも尼子家滅亡の及び候に政方も無之に付
今ハ世の中徳小候へば此の後ハ只御奉公大
事不相勤可申候是れや所々天子様への志義
と相成候天子様ハ神之御末小候へハ万一天

子様不相背候者有之候時ハ家をも身をも返
りみせ出々忠勤を抽ぶらるべく候各承知之
通り元弘之天子様隱岐國ハ御座遊起候刻左
衛門尉殿ハ警固ハ盡不有之候處餘リ之仕打
下知不背候々天子様へ御奉公專一不仕候
事有之夫あり代々御申張り候間其ハ心得肝
要たるべく候此ハ通ゆめく忘れまされ我
等無事跡中子々孫々傳へ申さるべく候と
被仰候へば皆々感涙を流し候

茲矩抑遊
茲矩老い後抑遊人ハ起中家人當々其の功を
録去る後不傳へ人ことを勸む茲矩笑ひて許さ
ぬ故ハ今其の詳悉を考ふべし

武聖社碑文の曰く公老而謹嚴有度不自滿假
家人或請録其勲勞則莞爾曰昭鑒在王褒錫至
矣何竹帛加旒竟不復許録故今不可考其詳然
固是言可以景仰其德量則亦矣是以為遺憾哉
茲延慶長十七年壬子正月二十六日病歿因州
鹿野城下卒享年五十六鹿野寺内村名字々鼻
小葬る蓋し此の地當り茲延の卜居せし處ある
を以てあり

徳川實記船橋院の曰く慶長十七年九月七日
石見國津和野城主因幡國鹿野城主の誤あり
鬼井武藏守茲延卒其子豊前守政延一子遺
領三萬八千石つゝのしめられ先小改延小賜お

所の蔭料五千石を合せ三萬三千石とある
此の茲延其の先祖佐々木三郎秀義より出づ
たり初秀義の五男五郎義清出雲隱岐の地小
まありしより十五代の間出雲國小住其父永
綱當國須佐の城の居り一族尼子の山陰山陽
の威を振おし及びおのづから其の被官とい
ありしあり尼子亡びて茲延ハ本國をさり織
田家小従い豊臣氏天下を去らるゝお及び
因州鹿野の城賜はりて後此の度常小豊臣
家小軍忠をつくし武勇の譽を著はしけり
際の時當家御咄方小屬し其の後石見伯耆
因幡但馬の城々攻め下し軍功少おらかりし

可ハ勅賞行ハれ、二萬四千五百石加へ賜ハリ、
此の正月二十六日、五十六歳寛永系箇、備前
講、寛政重倫譜に終りしあり、

因幡民談記ハ曰く 亀井武藏守卒去豊前守
家督相續の事、慶長十六年辛亥の歳、秋の末冬
の初より、亀井武藏守殿何と云く打惚ひたけ給ひ
しハ、次身みト重くあり給ひし由、互一家の親族
團圓の群居出れいゝハと、周章騰とり醫師殿を
訪し、藥を調へ様々と手を盡せども、其の効不
く、密法、如藤の僧徒諸社神官の祈願、立念、皆々
おれども遂お其の甲斐阿らば、一三翌十七年
壬子の正月二十六日、行年五十七歳、お終り

空高くあられけり、一家近臣の悲歎中々いふ
も疎可あり、葬送ハ鹿野の興寺、内村の上名、宇
お鼻といふ少少山の巔、お葬り南向し、お收め
ける高さ二間、村の石碑を立、法名中山道月
居士とぞ附けられけり、墓みハ樓門を立、て水
ぬき馬を作り、門の左右お繋なりせたり、葬送の
儀式ハ少林山讓傳守の長老出れを勤め、執行
お中陰の法事、おカ國中曹洞の僧侶を集め、善
美をつくせし作善あり、ぬき日数を過がけ
れハ、御息み豊前守殿家督相續あり、昔公命を蒙
り給ひければ、諸事家中の法式、父の時、お替る
事、おく家の長臣湯の一族塩治、火學評議を以

茲社墓所

く仕置を不中、申すも豊前守殿母公宗次左衛門の息女おれは其の息多胡主水外威の事おれは中五百石を領し権威並びおく事を行へり、豊前守後山松平周防守殿の婿おられお息男出生あり、大乃殿と申しけるお後お能登守岩政と名乗らる豊前守殿元和三年丁巳歲迄野を爰り石州津和野へ移りたまふ
因幡誌小曰く氣多郡勝宿上の御寺お村明星可鼻 村より上この山端の名あり野溪山の南あり一段いくお山上平を亀井武藏守殿の墓所と出雲龍寺の記録を見るお藤原寺九世宗恕和尚或日黎明戸を開き座を時小子

丑の方お阿たり明星數星を引く降る禪師往く其所をみるお鷓鴣島の下篠竹山の麓あり洞泉少間金色あり其れより其の地を明星谷といひ其の谷の流を明星水といふ禪師思へらく上世和州玄真鎮當延僧正と云ふ者金色の流先在るを見く音羽山お祈り其所おたゝ茅を覆ひ有力の外護を待て而清水の伽藍を建つ予お大同の嘉例お習ひ此の地お於る草を挿し強生を保人と云く跋支と略て按てる中宗恕和尚お弘治以降天正より元和の間の人あり亀井武藏守殿歸依僧おり今三拾餘石の寺腹ハ此の和尚の時寄附せられしあり

といへり然れハ明星ノ鼻ノ名義ハ久シキニ
ト云阿ノ形又土人ノ云ハ其れハ阿ノ形
是ハ姓古勝密明神鎮座アリト所ナラズ以テ
明神ノ鼻ト云ハアリ其れハ明星ノ鼻或ハ名
字ノ鼻トモ訛リ云ふト以テ何れハ是ナラズ
也知ラズ

龜井武藏守茲矩ノ墓 右ハいハ明星ノ鼻ハ
阿ノ本道ハ山ノ後山ノ宮村ノ方ナリ登坂石
碑南向ナリト高さ一丈許ニ重畳座ナリ上ノ
石垣方ニ間高さ一丈餘下ノ石垣三間半四方
高さ五尺玉垣方四間高さ五尺ナリ但シ木ノ
ト作ル法名中山道月大長士ト碑面ハ彫刻也

リ、本姓ハ江源佐々木氏ナリ本ト雲州玉造湯
ノ住人ナラズ以テ初名湯新十郎國綱ト稱ス、
國綱ノ名イハレ傳聞ノ誤ナラズト云フニ子家ノ
浪士ナリ元龜二年當所ナ来リ山ノ宮村ノ百
姓井村覺兵衛ト云ハ其ノ家ハ寄留セリ時
ハ十ニ七歳ナリ井村ハ葛雲州ノ浪士ナリ同國
ノ因ナリ阿ノを以テ之ヲ養育ス其ノ後山中鹿
介幸盛ノ婿トナリ尼子ノ葛左衛門氏ノ家ヲ
相續シテ龜井武藏守茲矩ト改ム天正ノ初メ
秀吉公ハ屬シ軍功ハ因テ氣多一郡ヲ賜ハリ
鹿野ノ城主トシ慶長中東照宮ナリ高草郡ヲ
御加増有テ兩郡ノ主ト封セラル同十七年壬

子正月二十六日五十七歳山子卒去阿りしと
あり其の初明星の鼻の岳を築け住居阿り
し故其の地の墓を築くと云い傳へたり位牌
ハ鹿野讓傳寺に阿り

勝見名跡志に曰く 亀井武藏守茲矩墓 名
字の鼻といふ山上に阿りて寺に村にこの山
の東の方の山下にあり民誌を撰するに武州
の名を茲矩と書きたるに今其の誤り従ふ
同本の亀井家の系圖にハ武州の父の名を教
壽と云ふに按むるに前中出せる寛永十五年
日光池園鑿の事を記せる文書中武州様御尾
母キヤウジ工様と阿り茲矩ハやく情持を喪

子知らくハ母珠慶あり人の尚能く存すべし
武州をハ湯新十郎長御後ハ亀井武藏守と稱
是武州の子息童名大力丸(大昌丸)稱り傳圖の
誤ありん後ハ豊前守滋矩(滋矩ハいのび、政矩
の誤あり)と云ふ也これを見れば子息の滋
矩の名を取違へて武州の名を云ふ也其の
ハ民衆の書ハ草案にハ半途にハ書きたるに
ハ再治あり書ある故ハ所々阿らるる多し
リ、寛延武鑑ハ亀井本國因幡守多源氏亀井武
藏守源茲矩子息豊前守政矩と云ふ也ハ武鑑
ハ書きたるに正説と云ふに長卿と書きたるハ
其の據を云ふに武州ハ尾子の支別の由江源

武鑑小見えわり雲州王送湯の住人ある故に
湯新十郎と辨之危子の本家毛利氏の為にお
改爲しける時新十郎も出雲を浪人云々當國
氣多郡の来り此の名字不鼻の居所を云々の
い寓居せらる其の頃山中鹿助も雲州より傍
輩ありし不鹿助も流浪の身とありて因州へ
さきらの来りける所おれ家中あり昔の別
染阿礼の鹿助を頼み附従の實ありしおの働
何さ事年若き者ありて末たのりしと思ひ
けれ心給ふ新十郎を聲取く名字を龜井と
改稱せけり其の後羽柴筑前守秀吉播州より
因州へ討入たまふお最印あり新十郎の秀吉

の御手不歸一に國中の毛利方と日々夜々の
合戦しけり遂に天正年中天下一統一に秀吉
の掌裡に歸しける時氣多一郡高一万三千石
を拜領し同郡鹿野の城に在城せらる其の
時にお因幡一國を四人一に分領せらる宮部
善祥坊法印ハ高草苞美ハ上法美四郡高四万
四千石拜領あり苞美郡島取に在城右高の
四千石ハ旗下寛土佐守へ分知あり木下備中守
ハ知頭八束二郡高二万石拜領し八束郡若
櫻鬼ヶ城に在城右知行の収三千石ハ旗下磯
部兵部大輔分知あり垣屋隱岐守ハ巨濃一郡
一万石拜領同郡浦富に在城せり其の後太田

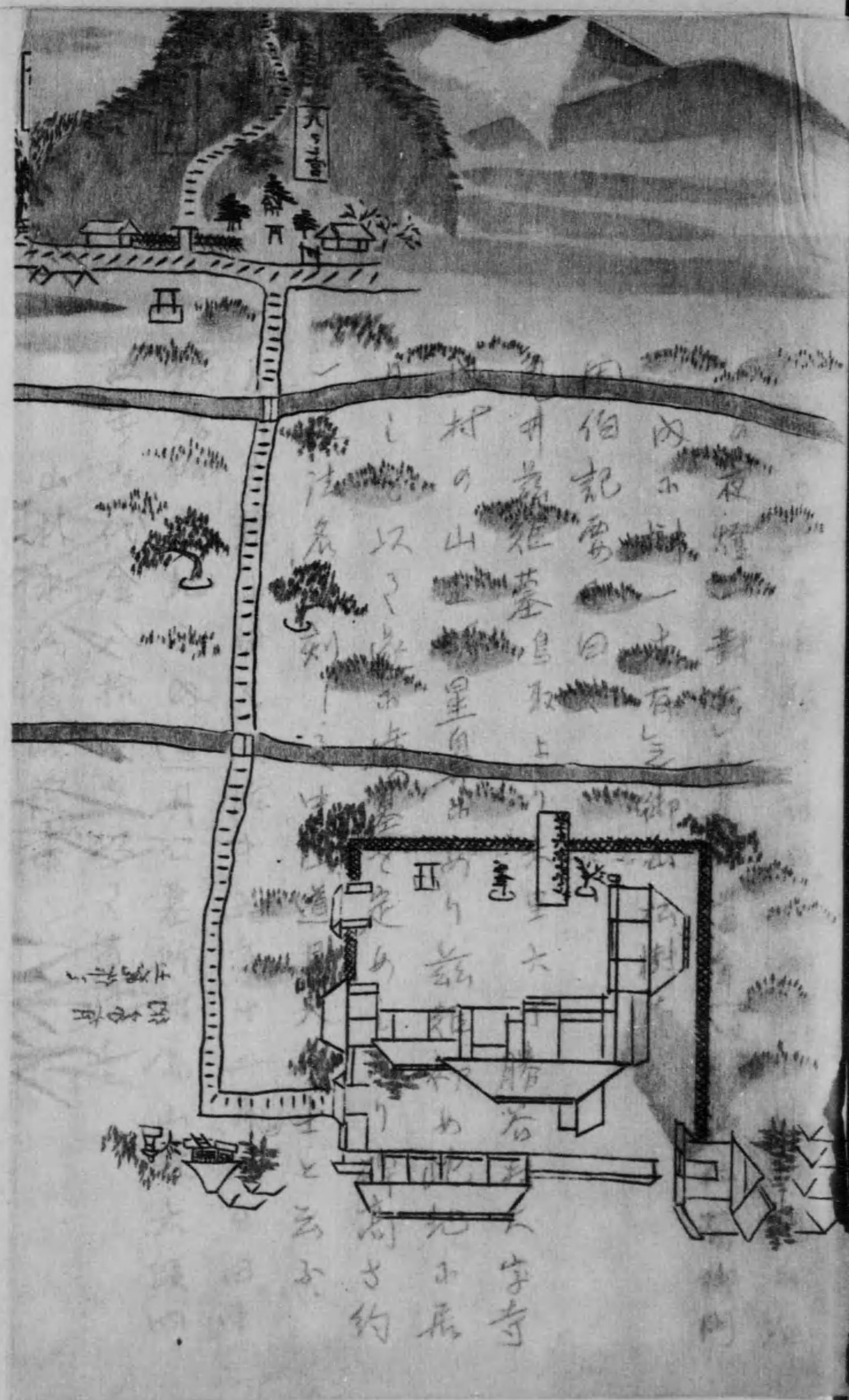
秀吉公薨逝一紀、孝長五年九月、關ヶ原一
乱の時、國中、三將官部、木下、垣屋、八、盟主、石田
治部少輔、此一味、たる、依る、石田、方、合戦、討
負たる、の、以後、西軍、一味、の、三人、の、滅亡、せり、尾
中、殿、一人、奥東、の、御味方、あり、此、御、静謐、の、以後、
氣多、高草、二、郡、三、万、八、千、石、御、加増、居、城、の、鹿野
本、の、如し、此、の時、池田、備中守、の、邑、美法、美八
上、巨濃、四、郡、高、六、万、石、鳥取、の、在、城、山崎、左、馬、元
八、八、束、智頭、二、郡、高、二、万、四、千、石、若櫻、鬼、城、の、在
城、鬼井、武藏守、の、右、の、ある、せり、如く、氣多、高
草、の、二、郡、高、三、万、八、千、石、氣多、郡、鹿野、の、在、せら
る、因、る、孝長、中、の、八、國、備、一、國、三、家、の、る、合、領、せ

らる、又、其、の、後、大坂、御陣、以後、池田、備中守、の、備
中、の、松山、鬼井、豊前守、の、石州、津和野、山崎、甲斐
守、の、備中、の、鳴巖、三家、共、の、所、督、也、仰、也、付、ら、れ
その、阿、と、へ、松平、新、次郎、光政、御、を、播州、姫路、を
轉、お、る、國、備、伯耆、兩、國、高、三、十、二、万、石、拜、領、あり
る、御、入、國、あり、鬼井、武藏守、の、此、の、所、督、より、以
前、孝長、十、六、年、壬子、正月、二十、六、日、行、身、五、十、七
歳、當、國、氣多、郡、鹿野、城、の、卒、去、せ、ら、る、菩提、所
ハ、曹洞、禪宗、鹿野、城、下、少林、山、讓、傳、寺、の、於、る、葬
儀、を、執行、し、遺骸、を、バ、遺、命、の、任、せ、る、同、郡、寺、の
村、の、上、ある、名字、の、鼻、子、葬、り、け、る、故、の、今、も、此
の、所、に、石、碑、あり、高、さ、六、七、尺、許、土、臺、石、垣、石、碑

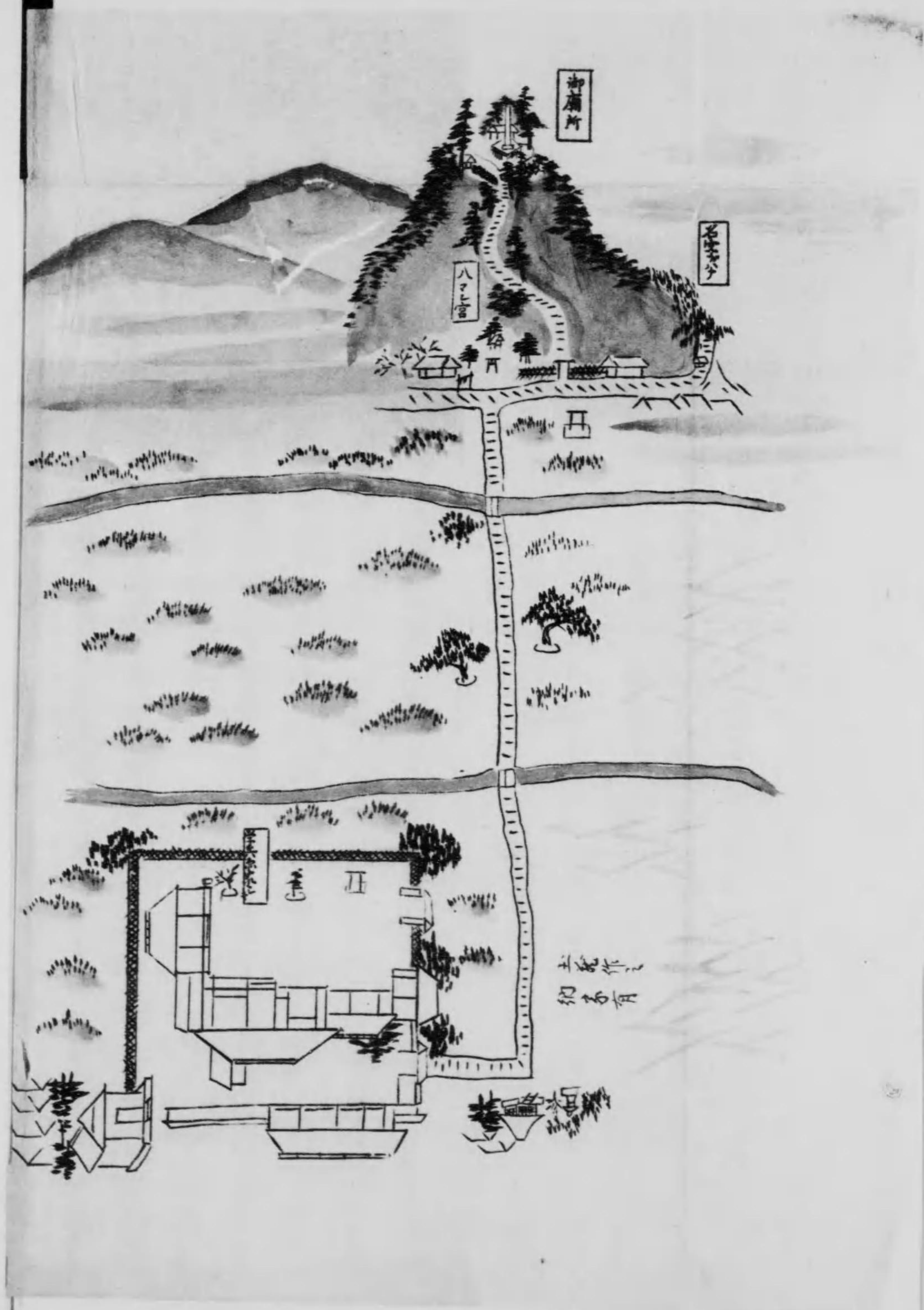
ハ南向山下の今市村を正面と在る面ハ中山
道月大岳と彫付あり所も多あるハ名
ハ鼻を廟所ハ望まれけるハ武藏守雲州を浪
人云く此の所ハおちつき此の所より出世
々終ハ四万三千石の大倉とありたまふ其の
本を忘れ此の所ハ遺骸を飲められたるハ
や然らハ殊勝の寺あり

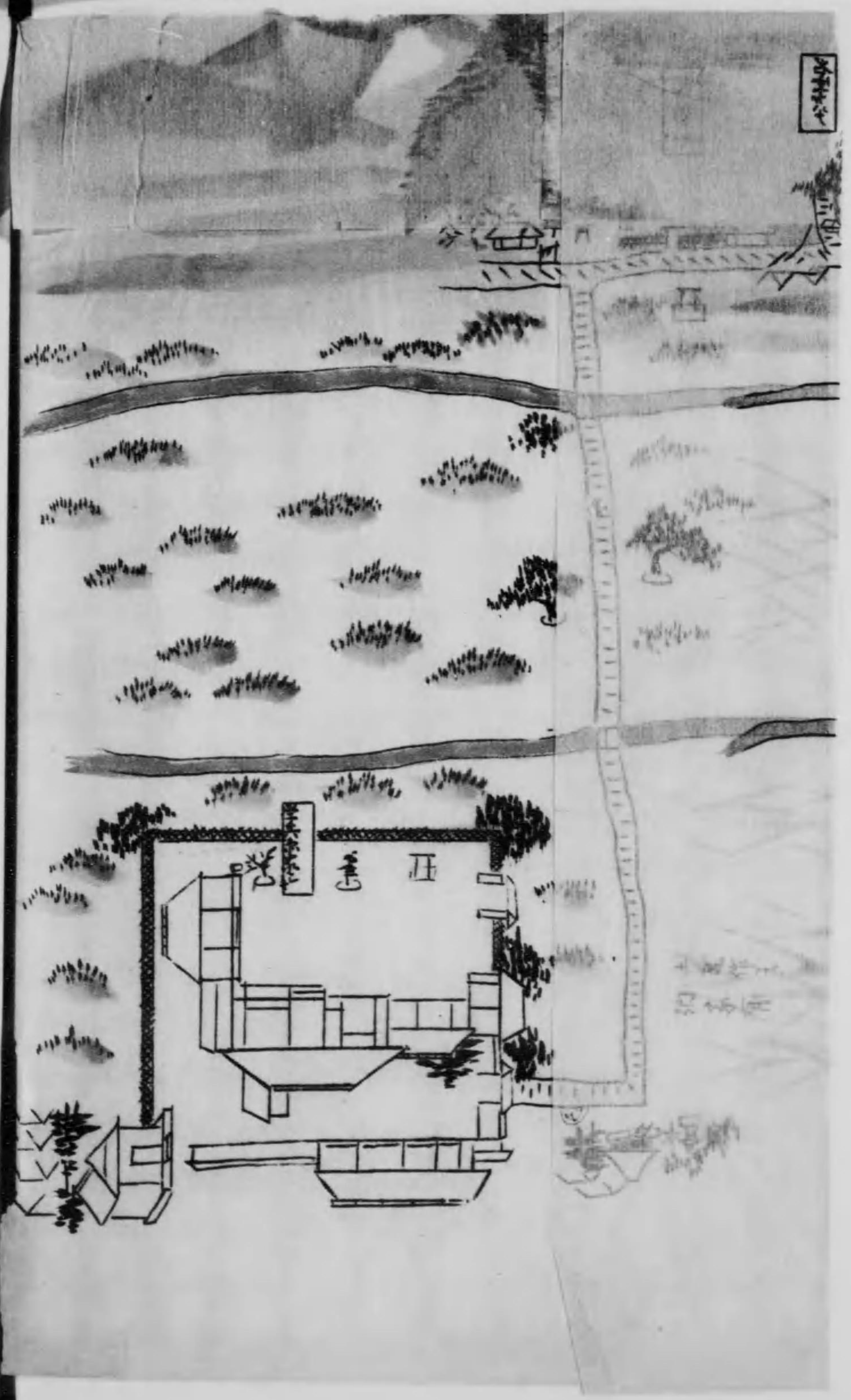
ミヤウジガ鼻 是レハ勝宿のうしろ寺ぬ村
の上ハミヤケイ山と云ハ山より一段い
く山の半腹の多比らある嶺をミヤウジガ鼻
といへり寺ぬ村の清兵衛といふものハ先祖
より数代此の村の住人ハミヤウジガ鼻を中原とい

ハミヤウジガ鼻 是レハ勝宿のうしろ寺ぬ村
の上ハミヤケイ山と云ハ山より一段い
く山の半腹の多比らある嶺をミヤウジガ鼻
といへり寺ぬ村の清兵衛といふものハ先祖
より数代此の村の住人ハミヤウジガ鼻を中原とい
ハミヤウジガ鼻 是レハ勝宿のうしろ寺ぬ村
の上ハミヤケイ山と云ハ山より一段い
く山の半腹の多比らある嶺をミヤウジガ鼻
といへり寺ぬ村の清兵衛といふものハ先祖
より数代此の村の住人ハミヤウジガ鼻を中原とい
ハミヤウジガ鼻 是レハ勝宿のうしろ寺ぬ村
の上ハミヤケイ山と云ハ山より一段い
く山の半腹の多比らある嶺をミヤウジガ鼻
といへり寺ぬ村の清兵衛といふものハ先祖
より数代此の村の住人ハミヤウジガ鼻を中原とい



り安き事を見ねる、此の所を居所とせられ
 たるおらん
 因幡道中記尾崎化喜勝著正月十日
 茲龜公御廟所山之宮名字お鼻といふ山なり
 覺兵衛居宅より御山の麓へ五丁同人屋敷
 より八束へ少し筋違お向ふの山なり山の
 麓一丁ほお廻り入口あり平地一丁ほど
 行き御山の登り一丁余御石塔ハ東お向ふ
 覺兵衛屋敷の側ハ裏あり
 御石塔高さ地上より凡三間位も有之
 石垣の廻り二丈一尺四方玉垣四間四面玉
 垣の正面お門一宇あり其の内お拜石あり





其の上の水壑り不あり御門の外両側石
 の夜燈一對有之是ハ當年(文和)御仕替御門
 内小樹一本有之御山松樹茂る

因伯記要小曰く

亀井茲矩墓鳥取より六里六丁勝谷村大字寺
 内村の山上明星鼻小あり茲矩初め此地小居
 りしを以て遊小墳墓を定めしあり碑高約
 一丈法名を刻し之中山道月大居士と云ふ

亀井家記小曰く明治十五年十二月九日田中
 鍊治所有地之内道月公墓所附屬山林六段四
 畝半を代金八拾圓を以て買収す

山林永代賞渡證書

鳥取縣下因幡國氣多郡山宮村內六百五拾畝
字武藏山

一山林段別九畝貳拾八步

地價金貳拾五錢參厘

同 同字六百五拾畝畝之內

一山林段別五畝四畝貳步

地價金壹圓參拾七錢九厘

段別合六畝四畝貳步

此地價金壹圓六拾參錢貳厘

鳥取縣下因幡國氣多郡山宮村
二百七拾三畝地鳥取縣土族

賣主 田中 鏡 治

東京府下京指區木挽町二丁目
十三番地東京府華族

買主 龜井 茲 明

右代金八拾圓也

但別紙背面相添候通

右之地所永代讓渡候段實正也然有上者此地

所之儀二件私者不及申子々孫々之至迄一言

之脚申者毫毛無御座候依而為念保證人連署

永代讓渡之書一札如件

明治十七年十月一日

因幡國氣多郡山宮村郎百七拾畝畝地

讓渡人 田中 寬

同郡上光村三十三畝地

右後見人坂 田 秀 清

同郡山宮村三百七拾貳番地

親戚作證富川祐壽

同郡同村鄭有八拾五番地

村津正利

東京高橋區本挽町

龜井茲明殿

前書之地所由中寬及以後見人坂田秀清親戚
鄭名ヨリ龜井茲明へ無代讓渡セシテ認メ
當役場ノ帳簿ニ登記スルモノナリ

明治十七年十月一日

氣多郡某四縣令戸長田中辰次郎

右地券書換願書摘要

地所讓渡スル地券御書換願

因惜國氣多郡山宮村地畝六百五拾貳番

字武藏山

一墓地四畝八步

同國同郡六百五拾壹番

同字

一道路四畝六步

右之地所私所有ニ候處龜井家祖先埋葬地ニ
自今般東京府高橋區本挽町二丁目十三番地
龜井茲明へ無代讓渡候ニ自別紙卷狀取付右
龜井茲明へ右前御書換祿下度云々

明治十七年十月廿八日

讓渡人 田中 寬

明治十七年十月廿九日今般田中寬より道月
公墓地及道敷合八畝拾四步無代を以て讓渡
す此より對し金貳百五拾圓を同人より附與す

一 貳百圓 道月公御拜興之地所自取縣

より拂下されたる二件上納

金に對し付興

一 八拾圓 御墓所附屬山林買受代

一 金貳百五拾圓 御墓地及道敷代に對

し付興

合計五百參拾圓 龜井家より付興

御請書

武藏山御墓地第一道敷山林之儀二付而昔田
中家負債之為一時不都合之取計仕候處右御
墓地四畝八步道敷四畝六步今般無代償を以
て龜井茲明殿へ御讓渡仕候二付内情御洞察被
成下右地代へ對し出格之御取計を以て金貳百
五拾圓一時に御賜與被成下難有仕合奉存候
就右昔田中家永續之資本より決り張り不
支消不仕永遠保存可仕候依而親戚連署を以
て御受取差上位處如是御座候也

鳥取縣因幡國氣多郡山宮村

百七十三番地

田中 寬

明治十七年
十月廿九日
坂田秀清
富川祐亭
津正利

龜井殿内

高橋字人殿

高山政孝殿

現今の墓地ハ地籍記在方處に如し

因幡國氣多郡山宮村六百五拾番

字山廿二山

一山九畝即拾八步

地價金即拾五錢參厘

因幡國氣多郡山宮村六百五拾壹番

一道敷四畝六步

因幡國氣多郡山宮村六百五拾貳番

字山廿二山

一墓地四畝八步

因幡國氣多郡山宮村六百五拾參番ノ内壹

字山廿二山

一山五畝四畝貳步

地價金壹圓參拾七錢九厘

今段別七段即四步

地券四枚

茲經五十四
辰

寬文元年辛丑正月廿六日茲經五十四辰申當

茲能肖像

百祭祀法會の手記録無きを以て考ふる所あり、然れども是より先嫡孫茲改虹谷壹百石の地を石州清和野永明禪寺へ寄附し、寺莊田と爲し、また祖父茲能の木像茲能の自製といふ生存中、家臣鳥屋権左衛門を以て彫刻せしめたるものを因州鹿野より移し、寺改能の靈牌と共に之を該寺に安置せしむるなり。

寛井家記に曰く寛永十四年丁丑九月二十日三代能登守茲改永明寺へ虹ヶ谷村高百石を寄附す。

石州赤見郡津和野覺皇山永明寺領分之事、任前々數代之者領主知行公儀帳面之外、虹

ヶ谷一村不殘高百石令寄附畢執務領掌永不可有相違之状如件。

寛永十四年九月廿五日 能井能登守茲改 永明寺當住仲奉大和尚

一為覺皇山永明寺領分是郡津和野領之内、虹ヶ谷一村不殘茲改公知行果

有百石之物成之内、納米壹石五斗宛毎年無相違末等永火院へ可渡遺者也。

寛永十四年九月廿五日 加藤藏人 多胡主水

永明寺 中奉大和尚 如表書納米之内壹石五斗宛毎年可渡相渡